

令和 7 年 6 月定例会

中 川 村 議 会 会 議 録

中 川 村 議 会

令和7年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火） 午前9時00分 開会
開催場所：委員会室（議場改修工事中による）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 日程第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 日程第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和6年度中川村一般会計補正予算（第10号）〕
- 日程第 7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）〕
- 日程第 8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和6年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〕
- 日程第 9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕
- 日程第10 議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 中川村農業基幹施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 財産の取得について
- 日程第14 議案第5号 財産の取得について
- 日程第15 議案第6号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第7号 令和7年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第8号 令和7年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第9号 令和7年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 一 般 質 問

5番 桂 川 雅 信
（1）新病院建設は一度立ち止まり再検証を

3番 中 塚 礼次郎
（1）耕作ができなくなった水田の耕作維持管理対策を
（2）米不足解決（増産・食料自給率向上を農政の柱に）について

2番 松 村 利 宏
（1）魅力的な地域をつくるためのDX活用について

4番 長 尾 和 則
（1）ふるさと応援寄付額を増やすためには
（2）村のカスタマーハラスメント対策について
（3）「新たな学校」の校名を早期に村民公募しては

出席議員（１０名）

１番	片桐邦俊
２番	松村利宏
３番	中塚礼次郎
４番	長尾和則
５番	桂川雅信
６番	山崎啓造
７番	島崎敏一
８番	大島歩
９番	大原孝芳
１０番	松澤文昭

欠席議員（０名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	桃澤清隆
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長 リニア対策室長	宮崎朋実	教育次長	上山公丘

職務のために参加した者

議会事務局長	久保田茂
書記	宮下なを

令和 7 年 6 月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和 7 年 6 月 1 0 日 午前 9 時 0 0 分 開会

○事務局長	御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）
○議長	おはようございます。（一同「おはようございます」） 御参集、御苦労さまです。 ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和 7 年 6 月中川村議会定例会を開会します。 本日の定例会は議場ではありませんので、マイクがそれぞれにありません。発言するときはお近くのマイクを取って発言をお願いします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。 ここで村長の挨拶をお願いします。 御挨拶の前に、ただいま議長からお話のありましたとおり、後ほど報告第 3 号で申し上げますが、議場の多目的会議室化、この工事を今急ピッチで進めておりまして、今議会はこのような形になったこと、まずおわびを申し上げておきたいと思います。 次の議会には予定どおり新しい議場での開会となること、このように予定をしておりますので、併せて申し上げます。 それでは改めて挨拶をいたします。 おはようございます。（一同「おはようございます」） 本日は、議員各位におかれましては、御多忙のところ令和 7 年 6 月中川村議会定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。 4 月 22 日告示の中川村村長選挙におきまして、ほかに立候補者がなく、無投票当選となりました。 村民の皆さんに政策を聞いていただき、その中で質問を受け、答え、また他候補と政策面での違いを明らかにして有権者を選んでいただくと、こういう選挙運動期間を通じた政策を浸透していく、こういう形にならずに終わりましたので、掲げた政策について理解いただいたかという思いは常にしておったところであります。 無投票で当選させていただきましたので、今議会におきまして 2 期 8 年間村政を担わせていただいた中でこれから重点として取り組みたい政策に限って申し上げ、村民の皆様にもお聞きいただき、取組の重点を知っていただきたいと思うところでございます。 前期 4 年間は、コロナ禍の中で、感染予防対策として医療関係者の全面協力の下、集団接種、医療機関での個別接種も混乱なく進めることができました。 コロナ禍での経済停滞を少しでも動かし、活発化することを目的に、国の交付

金を活用し、村単独費を上乗せして、村民の生活と事業を守るため様々な対策を実施してまいりました。

令和５年度までの事業費につきましては、令和６年度へ繰り越した事業費含めて一般財源４,２６８万円を含む総額７億６５１万９,０００円のコロナ対応地方創生事業臨時交付金事業を行いました。

基幹産業であります農業者支援につきましては、燃油及び資材費及び肥料、農薬の値上がりが激しく、令和５年・６年と前年度との差額に応じて段階的な支援してまいりました。

商工業者につきましても同様に段階支援を行いましたけれども、創業時の支援、店舗改装など、商工業振興の制度資金によらない細かな支援を求める声がなお強くあり、３期目に早速取りかかるべき課題であると思っております。

児童生徒数の減少による学級数が減ることに伴いまして専科教員の配置が困難になる中で、東西小学校の理科専科教員、英語専科教員、中学校に技術科・家庭科専科教員、そして保健体育専科教員を配置要望するなどしてまいりました。小中学校の教育の充実に取り組んできたところであります。

また、令和３年以降にＩＣＴ教育担当指導主事を得て、引き続きＩＣＴ教育の充実に当たっていただいております。

こども家庭センターを令和６年４月に開設し、乳幼児期から高校生の若者世代まで、本人及びその家族とのつながりを持つ拠点をつくり、いろいろな専門職が関わり、つながりを細やかに、また確かなものになるよう活動しております。

中川村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしまして、村民全体で取り組む方針を決めました。小水力、太陽光、バイオマスなど、再生可能エネルギー活用の調査を開始し、エネルギーの地産地消を目指し、創電事業を担う地域おこし協力隊員を令和６年度に雇用し、経験を生かして活動を開始していただいております。

空き家活用促進事業を活用し、多くの方が空き家を貸出し、除去、改修を進めております。令和５年度までに売却、貸出し８件、除去２件、改修１２件となっています。

また、住宅用地取得に対して支援も行っておりました。令和３年度から５年度実績は１５件を記録しております。

村に空き家を求める村外者が多く訪れてきていただいておりますけれども、紹介できる空き家が少なく、利用が進まない現状があります。持ち主の調査のための立入り同意を得て空き家の状態を詳しく調べ、利活用につながるようにする必要がありますというふうに現在考えております。

地域の協力があり開設をいたしました分譲地４区画のうち３区画で家が建設されるなど、残り１区画も間もなく売買契約となるということだそうでありますので、このことに期待をしております。

坂戸橋が重要文化財に指定され、地域の宝として動きがさらに広がりました。

江戸末期の本棟造り民家である米山家母屋、昭和初期の建築様式を残す中部電力南向発電所本館の登録有形文化財化への動きが進みました。

農業交流センターが都市域で行いました物産展の販売品及び数量は毎年増加しておりまして、東京、大阪など大都市での中川村ファンは少しずつ増えております。

前の任期期間ではこのような特徴的な成果を得、また残すことができた反面、改善すべき課題も明確になっております。

特に村の人口減少、少子高齢化は予想を上回る速さで進んでおります。第２次まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を引き継ぐ第６次総合計画後期基本計画では、１ 空き家補助金活用者数を１０件から１５件に引き上げる、２ 奨学金利用学生の帰郷率を年 ５０％から ５５％に引き上げるなどの重要業績目標を掲げております。目標達成のために知恵を絞り、実行に移さなければならないと考えております。

さて、次期の中で実施しなければならないと考えておりますことを改めて申し上げます。

１、農家や製造業、福祉事業、観光業など、事業所で働く人材の確保と働き手の安定した雇用の場を確保するため、特定地域づくり事業協同組合の年度内設立を目指します。農家、企業から働き手を求めるアンケートにより、求める働き手の概数の人数をいただいておりますので、参加する農家、事業所等にこの組合の目指す者、労働制約等を確認しつつ、専門的に事務局を担える人を早急に見つけてまいります。

２つ目、創業者、既に事業展開をしています商工業者の事業所の開設、店舗等改修に対して細かな支援を拡充することで事業の後押しを行います。コロナ禍では不況対策特別運転資金の利子補給を令和５年度まで全額村で負担するなどの対策とコロナウイルス除去空気清浄機や省エネタイプの空調の交換などを中心に商工事業者を支援してまいりましたが、さらに細かな部分で支援の幅を広げてまいります。

３点目、建築士資格者により空き家の実態を調査し、利活用につながる物件のリスト化を進めます。同時に、建築資材等値上がりする状況に照らしまして、現在の補助制度の拡充についても検討を進めてまいります。

４点目、新しい学校の建設に伴い空くことになる東西小学校の後利用や敷地内に児童生徒の放課後の居場所となる児童館の設置を併せて検討いたします。そのほか、フリースクール等へ通う児童生徒の支援、病児・病後児保育施設を村内で整備する構想がありますので、その実現に向けた支援を進めてまいります。

５点目、新設をいたします新しい学校周辺、望岳荘とふれあい観光施設及び隣接地、チャオと周辺など、土地の活用方法検討を村民の参加する委員会を持って、これを進めてまいります。村民参加の方法は庁内でよく議論し、当事者だけの課題としないように検討して実施してまいる所存です。

6 点目、若者が中心となったむらづくり委員会、これは仮称でありますけれども、これを設置し、魅力ある村づくりへの企画提案ができる仕組みを検討してまいります。

7 点目、地区組織の今後の在り方について、総代会に地区制度懇談会を設置して課題の整理と方針の検討について提案をいたします。

今 7 つの点を申し上げましたけれども、これらについて共通すること、これは幅広い層の村民により協働して計画を練り練り上げていくこと、このことがキーになると考えておりますので、このようなことを常に心がけてまいりたい、このように考えております。

特に、次の村を実質的に背負い、経済活動も地域の中心になる若者、若者というのは高校生、大学生、社会人を含めてでありますけれども、この対象とする年齢等につきましては今後よく考える必要がありますけれども、彼らの考え、意見を反映することを重視し、主体的に関わり、アイデアや建設的な意見が多数寄せられるような議論の場をどのようにつくっていくか、これが鍵だと考えておりますが、どうしていったらよいか、これについては、また提案申し上げますので、議員、村民のお考えも聞かせていただきたい、このように思うところであります。

人口減少の中で、役場が何とかするだろうという時代は既に去っております。真に必要なもの、将来を見通して、それぞれの関係者が共につくることなしには村の将来は見えるものとならないというふうに考えるところであります。

以上、3 期目の重点の取組を申し上げます。

立候補に当たり政策として掲げた項目で今触れなかったこともございますけれども、事業実施の際には少しずつこれらの政策について具体化し、実行に移してまいります。

さて、本日の議会で御審議いただきたくお願いを申し上げますのは、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしました報告 2 件、令和 6 年度中川村一般会計継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書など 3 件の報告、村土地開発公社の経営状況についての報告、合わせて 6 件の報告を行います。

そして、税条例の一部改正条例の制定など、専決処分をいたしました 6 承認案件を審議いただきます。

さらに、3 件の条例一部改正、財産取得の 2 議案及び令和 7 年度の一般会計、介護保健特別会計、水道・下水道事業会計の補正予算案 4 議案を審議いただきます。

また、最終日には令和 7 年度国一般会計予備費使用に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の村に配分をされました交付金を原資にした交付対象事業を第 2 号補正予算として提案させていただく予定であります。

さらに、中川村副村長の選任をはじめ、教育委員の任命についての人事案件を御審議いただきたいと存じます。

依然として物価高騰、米不足の現状を踏まえ、早急な対応を要する実情を御賢

察いただき、慎重なる審議の上、原案どおりお認めいただきますことをお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第 127 条の規定により 1 番 片桐邦俊議員及び 2 番 松村利宏議員を指名します。

○議会運営委員長 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

(片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日―― 6 月 10 日から 16 日までの 7 日間とするものです。

次に日程ですが、本日は承認第 1 号から承認第 6 号までの承認案件につきまして上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて議案第 1 号から議案第 3 号の条例案件、議案第 4 号及び議案第 5 号の一般議案、議案第 6 号から議案第 9 号までの各会計補正予算、以上につきまして上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

11 日は午前 9 時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

12 日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会はその中で審査をお願いします。

13 日は議案調査とします。

最終日の 16 日は午後 2 時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

また、人事案件が追加予定されておりますが、追加議案等におきましては当時の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

なお、議場内においても夏期の軽装を適用させていただき、ノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から 6 月 16 日までの 7 日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 16 日までの 7 日間と決

		設改良費の繰越額を 3,197 万 7,000 円としたものであります。 繰越し理由は、小和田基盤整備事業における地盤高の変更に伴い下水道の高さ変更が必要になったことによる工期の延長を行うことによります。 以上、御報告いたします。 次に報告第 6 号の説明を求めます。 報告第 6 号 中川村土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり中川村土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し報告するものですが、先ほど議長からお話がありましたとおり、この場においては令和 6 年度の事業報告及び決算並びに令和 7 年度の事業計画及び予算につきまして過日理事会において承認いただいている旨を御報告申し上げます。 詳細につきましては場を改めて全員協議会で説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。 以上で諸般の報告を終わります。 お諮りします。 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて 〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕 を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。よって、日程第 4 承認第 1 号及び日程第 5 承認第 2 号を一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。 承認第 1 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。 今回の条例改正は地方税法等の一部改正に伴う改正で、法律等が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い中川村税条例の一部改正を行ったもので、地方自治法の規定により 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。 主な内容は、村民税における特定親族特別控除の創設に関わるもの、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに係るもの、また加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に係るものなどであります。 例規集は第 1 巻 1751 ページからになります。 お手元にお配りしてあります A 3 横版の資料 1 に沿って御説明いたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。 では 1 ページからお願いいたします。 第 18 条は工事送達についてインターネットを用いる方法の定義を加えた内容
○議長	長	
○地域政策課長		
○議長	長	
○議長	長	
○住民税務課長		

	とするものです。 これに伴い第 18 条の 3 の規定を整備します。 第 34 条の 2 から第 36 条の 3 の 3 までは、年齢 19 歳以上 23 歳未満の生計同一の親族が対象となります特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備と字句の修正となります。 第 82 条第 1 号は軽自動車税種別割の税率区分の見直しに伴う改正となります。総排気量 125cc 以下で最高出力を 4 キロワット、50cc 相当以下に制限した新基準原付バイクについての税率を年額 2,000 円とするものを新たにウとして加え、字句を整備します。 第 89 条第 2 項第 5 号は、これに伴う減免規定の改正であります。 1 枚おめくりをお願いいたします。 第 90 条はマイナンバーカードに運転免許証の機能を持たせたマイナ免許証の運用開始に伴う身体障害者等に対する軽自動車税減免申請時の運転免許証の提示義務に関わる規定等の整備となります。 以下は附則の改正となります。 附則第 10 条の 2 第 16 項から第 19 項までは法改正による項ずれの修正です。 附則第 10 条の 3 第 13 項は特定マンションに係る特定の新設に伴う項ずれの修正。 附則第 10 条の 4 は、平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例について、法改正に合わせ削除となります。 附則第 10 条の 5 は、令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例について、法規定に合わせた条ずれの反映と、第 2 項は被災者支援継続のため適用期限を令和 8 年度まで延長するものとなります。 次のページをお願いします。 附則第 16 条の 2 の 2 は加熱式たばこに係る村たばこ税の課税標準の特例の新設となります。国たばこ税の見直しに伴い加熱式たばこについて課税の適正化の観点から課税方式を見直し、加熱式たばこを紙巻きたばこ 1 本に換算する方法について定めるものです。 激変緩和等の観点から、実施の時期については 2 段階での実施となります。施行期日は令和 7 年 4 月 1 日ですが、附則第 1 条各号の規定については、資料の右端にあります施行期日欄に記載の日となります。 経過措置として附則第 2 条から第 6 条で定めておりますので、資料と併せて御確認をお願いいたします。 次に承認第 2 号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。 今回の条例改正は地方税法等の一部改正に伴う改正で、法律等が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い中川村国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、地方自治法の規定により 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、ここ
--	---

		に報告し、承認を求めるものであります。			〔令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）〕
		例規集は第1巻2051ページになります。			日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
		お手元にお配りしてありますA4横版の資料2に沿って御説明いたしますので、			〔令和6年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〕
		条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。			日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
		今回の改正は国民健康保険税の課税限度額の見直し及び保険料軽減判定に係る			〔令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕
		算定基礎額の見直しの改正となります。			以上の承認案件4件については、令和6年度の補正予算であり、関連があります
		第2条第2項は基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、第3項は後期高			ので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議
		齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に、それぞれ引き上げるもの			ありませんか。
		です。			〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
		第23条は減額措置に係る軽減判定所得の基準額に見直しによる均等割額及び	○議 長		異議なしと認めます。よって、日程第6 承認第3号から日程第9 承認第6
		平等割額の減額基準について、第1項は第2条の課税限度額の改正に伴う改正で、			号までの4件を一括議題とします。
		第2号は5割軽減世帯に係る被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万			提案理由の説明を求めます。
		5,000円に、第3号では2割軽減世帯に係る被保険者数に乗ずる金額を54万	○副 村 長		それでは初めに承認第3号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第10号）に
		5,000円から56万円に、それぞれ引き上げるものであります。			ついて御説明をいたします。
		施行期日は令和7年4月1日、適用区分は資料の記載のとおりとなります。			今回の補正予算は、令和6年度の最終執行見込みにより予算の調整を行い、3
		以上、御承認のほど、よろしくお願いいたします。			月31日付で専決処分を行ったものであります。
○議 長		説明を終わりました。			議案書を御覧ください。
		これより質疑を行います。			第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額から4,320万円を減額し、総
		質疑はありませんか。			額を51億5,730万円とするものであります。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕			第2条から第4条は継続費、繰越明許費、地方債の補正をそれぞれの表により
○議 長		質疑なしと認めます。			定めるものであります。
		次に討論を行います。			1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款項区分別の補正額及び補正後
		討論はありませんか。			の予算額であります。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕			5ページをお願いします。
○議 長		討論なしと認めます。			第2表 継続費補正は、継続費として計上いたしました役場庁舎議場多目的改
		これから採決を行います。			修事業ほか1事業について、令和6年度事業費の確定により年割額を変更するも
		まず承認第1号の採決を行います。			の。
		本件を承認することに賛成の方は挙手願います。			6ページ、第3表 繰越明許費補正は、商工費の陣馬形の森公園看板更新事業
		〔賛成者挙手〕			の追加と既定の繰越事業について最終執行見込みにより繰越額の補正を行うも
○議 長		全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。			のであります。
		次に承認第2号の採決を行います。			7ページ、第4表 地方債補正につきましても各事業の執行見込みによる起債
		本件を承認することに賛成の方は挙手願います。			限度額の補正であります。
		〔賛成者挙手〕			次に事項別明細書について御説明をいたします。
○議 長		全員賛成です。よって、承認第2号は承認することに決定しました。			なお、今回は最終執行見込みによる予算の調整が主なものでありますので、細
		お諮りします。			かい説明は省略をさせていただきます。
		日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて			初めに歳入について御説明します。
		〔令和6年度中川村一般会計補正予算（第10号）〕			10ページ、14款 分担金及び負担金は、保育料、児童クラブ利用料等の増によ
		日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて			り全体で115万円の増。

11 ページからの 15 款 使用料及び手数料は、収入実績により 35 万 1,000 円の減。

13 ページからの 16 款 国庫支出金は、各事業の国庫負担金、補助金等の交付額確定に伴う補正で、全体で 1,326 万 1,000 円の減であります。

主なものとしては、総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付金充当事業の執行実績により 909 万 9,000 円の減であります。

15 ページからの 17 款 県支出金につきましても各事業の負担金、補助金等の交付額確定に伴う補正で、全体で 1,238 万 7,000 円減となっております。

18 ページ、18 款 財産収入は、積立基金利子の増等により 145 万円の増。

19 ページ、19 款 寄附金は、ふるさと応援寄附金が収入実績により 400 万円の減と、企業版ふるさと納税につきましては上伊那地域の企業から新たに 100 万円の御寄附をいただいたものであります。

20 ページ、20 款 繰越金は、新型コロナ対応特別運転資金利子補給基金からの繰入金で、給付実績により 57 万 2,000 円の減であります。

21 ページ、22 款 諸収入は、いずれも収入実績による補正で、57 万 9,000 円の減。

23 ページ、23 款 村債は、第 4 表の地方債補正に係る各事業の起債額の補正で、全体で 1,570 万円の減であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

24 ページ、2 款 総務費であります。総体的に不用額の減額で、全体で 466 万 1,000 円の減であります。

主なものは、企画費のふるさと応援寄附金関連事業が寄附実績に伴う返礼品発送経費等の減により 558 万 9,000 円の減、26 ページの特定目的基金は各基金利子等の積立てにより 386 万 3,000 円の増であります。

少し飛びまして 29 ページの 3 款 民生費であります。社会福祉費は老人福祉費の介護保険事業、後期高齢者医療特別会計繰出金の減等により全体で 888 万円の減であります。

31 ページ、4 款 衛生費は、保健衛生費の母子保健事業、予防事業の過年度国庫負担金補助金の精算による返還金の追加により 130 万 5,000 円の増であります。

続いて 32 ページ、6 款 農林水産業費は全体で 89 万 2,000 円の減で、農業費は各事業の不用額の減額等により 39 万 3,000 円の減、林業費も不用額の減額により 49 万 9,000 円の減であります。

34 ページ、7 款 商工費は、商工振興事業の各種補助金の交付実績による減額、観光費の不用額の減額等で 358 万 6,000 円の減。

35 ページ、8 款 土木費は、除雪重機等の借り上げ料、舗装合材等の実績により 386 万円の増であります。

以下、36 ページ消防費、37 ページからの教育費、39 ページ公債費は、特定財源の収入額確定に伴う財源組替えが主な内容であります。

最後に、40 ページの 14 款 予備費を 3,034 万 6,000 円減額し、予算の調整を行います。

以上、御承認のほどよろしく願いをいたします。

○保健福祉課長

それでは承認第 4 号 令和 6 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 2,600 万円を減額し、予算の総額を 4 億 3,700 万円とするものです。

6 ページからの歳入ですが、国保税収入の見込みが確定し、一般被保険者分と退職者分を合わせて 590 万 6,000 円を減額します。

7 ページの県支出金のうち保険給付費等交付金、普通交付金は、一般被保険者療養給付費、療養費及び高額療養費の負担金が確定したため 2,409 万 3,000 円を減額するものです。

9 ページの繰入金は基金からの繰入金を 400 万円増額します。

10 ページの諸収入は、皆減と、一般被保険者延滞金収入分 2 万 3,000 円と雑入 1 万 9,000 円を増額します。

続いて 11 ページからの歳出ですが、1 款の総務費から 21 ページ 8 款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

22 ページの予備費で収支を調整しました。

次に承認第 5 号 令和 6 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、予算の総額を 6 億 6,100 万円とするものです。

5 ページからの歳入ですが、保険料は第 1 号被保険者の介護保険料の見込みが確定し、現年度分と滞納繰越分を合わせて 6 万 4,000 円減額します。

6 ページの国庫支出金は、地域支援事業の補助金が確定したことにより 94 万 8,000 円を増額します。

7 ページの支払基金交付金は、介護給付費交付金が確定したため 530 万 7,000 円を増額します。

8 ページの県支出金は、地域支援事業の補助金が確定したことにより 2 万 2,000 円減額します。

9 ページの繰入金は一般会計からの繰入金になりますが、介護給付費が見込みより減少したため全体で 860 万 3,000 円を減額します。

10 ページの諸収入は、指定事業所収入などの確定により 43 万 5,000 円を増額します。

11 ページからの歳出になりますが、1 款 総務費から 18 ページの 8 款 諸支出金まで、事業の実績に伴う更正減です。

19 ページの予備費になりますが、3,833 万 6,000 円を増額し 4089 万 8,000 円とします。

		介護サービス給付費の減少により、国庫支出金ほか、令和7年度で1,000万円ほどの償還が見込まれます。よって、実際の繰越額は3,100万円ほどとなる見込みです。
		決算額が確定したところで基金等への積立て等を検討します。
		次に承認第6号 令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。
		第1条で総額から歳入歳出それぞれ110万1,000円を減額し、予算の総額を7,089万9,000円とするものです。
		5ページからの歳入ですが、保険料は収入額の見込みが確定し4万4,000円を減額します。
		6ページの証明手数料は皆減。
		7ページの繰入金は、事務費繰入金等が確定したため104万円を減額します。
		8ページの諸収入は皆減となります。
		9ページからの歳出ですが、1款の総務費から11ページ3款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。
		12ページの予備費で収支を調整しました。
		以上、御審議をよろしくお願いいたします。
○議	長	説明を終わりました。
		これより質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから採決を行います。
		初めに承認第3号の採決を行います。
		本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定しました。
		次に承認第4号の採決を行います。
		本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。よって、承認第4号は承認することに決定しました。
		次に承認第5号の採決を行います。
		本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕

○議	長	全員賛成です。よって、承認第5号は承認することに決定しました。
		次に承認第6号の採決を行います。
		本件を承認することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。よって、承認第6号は承認することに決定しました。
		日程第10議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
		を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
○総務課長		議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
		議案第1号について提案いたします。
		例規集は第1巻801ページからになります。
		提案理由は、国家公務員の給与改定に準じて寒冷手当の支給地域の改定並びに通勤手当の額を改定するため本案を提出するものです。
		昨年度の人事院勧告において新たな気象データに基づき寒冷地手当の支給地域の見直しが勧告され、給与法の一部を改正する法律が施行されました。それに伴う寒冷地手当の改定並びに社会情勢に応じた通勤手当の支給額とします。
		また、現在、通勤手当は20キロメートル以上が一律となっているため、区分を細分化し、それに比例した手当額を支給する改定について給与条例の一部を改正するものです。
		改正の内容ですが、裏面を御覧ください。
		第1条の改正では、寒冷地手当の支給地域を別表第2の寒冷地手当支給地域表のように改めます。
		第2条の改正では、通勤手当を第6条の7中の各号を表のように改正し、片道距離区分に応じて月額支給額を改めます。
		附則では、第1項の施行期日は、第1条の改正は令和7年4月1日から適用、第2条の改正は令和7年7月1日から施行します。
		第2項の寒冷地手当の経過措置につきましては、施行期日の前日において村給与条例に基づく寒冷地手当を支給された職員で、支給期日以降も引き続き村旧給与条例の適用を受ける職員について、寒冷地手当の支給額を規定するものです。
		以上、御審議をよろしくお願いいたします。
○議	長	説明を終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。

		討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。 日程第11議案第2号 中川村農業基幹施設条例の一部を改正する条例の制定について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 ○産業振興課長 議案第2号 中川村農業基幹施設条例の一部を改正する条例の制定について。 議案第2号について説明いたします。 例規集は2巻891及び893ページとなります。 提案理由は、施設の位置――住所になりますが、この表記及び施設の名称の表記を修正するため本案を提出するものです。 裏面を御覧ください。 第2条の表中、位置――住所になりますが、一覧の4桁以上の番地のカンマ表記、これを削り、国土調査の成果等により変更となった番地を実際の番地に修正するものです。 あわせて同表中、名称欄の西ヶ原農村交流施設の表記、これを適正な表記に修正するものです。 また、別表第1についても、第2条の表中の名称欄の訂正同様、西ヶ原の表記を適正な表記に訂正するものです。 施行期日は公布の日から施行いたします。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。 ○議長 説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
--	--	--

○議長	長	全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。 日程第12議案第3号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 ○建設環境課長 議案第3号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。 例規集のページは2巻の2593ページです。 本案は標準下水道条例の改正に伴い提案するものであります。 これは、令和6年1月に発生した能登半島地震において多くの家屋で排水設備等が破損したことや指定工事店自身も被災したことにより工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって排水設備等の復旧が遅れることとなったことから、これらを踏まえて被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう同条第1項の記載の第2号を追加し、災害その他の非常の場合において村長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることとするものであります。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。 ○議長 説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。 お諮りします。 日程第13議案第4号 財産の取得について 日程第14議案第5号 財産の取得について 以上の2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います が、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長 御異議なしと認めます。したがって、日程第13 議案第4号及び日程第14 議案第5号を一括議題とします。
-----	---	--

○地域政策課長	提案理由の説明を求めます。	
	議案第４号 財産の取得について提案説明をさせていただきます。	
	提案理由は、シンククライアントシステムサーバー等機器を取得するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により本案を提出するものであります。	
	取得する財産はシンククライアントシステムサーバー３台、バックアップ機器１台、ネットワーク機器１台、無停電電源装置１台であります。	
	取得の目的は既存機器の経年劣化に伴う更新のためであります。	
	取得の方法は指名競争入札。	
	取得金額は５,９１８万円。	
	取得先は記載のとおりであります。	
	続いて議案第５号 財産の取得について、お願いします。	
	提案理由は、ＬＧＷＡＮサーバー等機器を取得するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により本案を提出するものであります。	
○議 長	取得する財産はＬＧＷＡＮサーバー１台、セキュリティー機器１台、無停電電源装置１台であります。	
	取得の目的は既存機器の経年劣化に伴う更新のため。	
	取得方法は指名競争入札であります。	
	取得価格は１,０１８万６,０００円であります。	
	取得先は記載のとおりであります。	
○議 長	以上、御審議のほどよろしく願いいたします。	
	説明を終わりました。	
	これから議案第４号及び議案第５号の質疑を行います。	
○議 長	質疑はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
	質疑なしと認めます。	
○議 長	次に討論を行います。	
	討論はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
○議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決を行います。	
	初めに議案第４号の採決を行います。	
○議 長	本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。	
	〔賛成者挙手〕	
	全員賛成です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。	
○議 長	次に議案第５号の採決を行います。	
	本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。	

○議 長	〔賛成者挙手〕	
	全員賛成です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。	
	お諮りします。	
	日程第１５議案第６号	令和７年度中川村一般会計補正予算（第１号）
	日程第１６議案第７号	令和７年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
○議 長	日程第１７議案第８号	令和７年度中川村水道事業会計補正予算（第１号）
	日程第１８議案第９号	令和７年度中川村下水道事業会計補正予算（第１号）
	以上の４議案を議会会議規則第３７条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。	
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
	異議なしと認めます。	
○副 村 長	したがって、日程第１５ 議案第６号から日程第１８ 議案第９号までを一括議題とします。	
	提案理由の説明を求めます。	
	それでは、初めに議案第６号 令和７年度中川村一般会計補正予算（第１号）について御説明をいたします。	
	今回の補正予算は、４月の人事異動等に伴う人権費の補正、国・県関連事業等の追加のほか、今年度当初予算につきましては４月の村長選挙を踏まえて骨格予算として編成をいたしておりましたが、特に子育て支援施策の拡充や地元要望に伴う道路・河川維持工事予算の追加など、宮下村政３期目の政策を反映して予算の肉づけを行うものであります。	
	議案書に沿って御説明をいたします。	
○議 長	第１条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算の総額に１億３,８００万円を追加し、総額を４５億２,８００万円とするもので、款項区分別の補正額及び補正後の予算額は第１表 歳入歳出予算補正によるもの。	
	第２条は継続費の補正で、第２表により、第３条は地方債の補正で、第３表によるものであります。	
	４ページからお願いします。	
	初めに第２表 継続費補正であります。継続費として計上しております小和田地区基盤整備物件移転補償事業について、総額の変更に伴い年割額を変更するものであります。	
	５ページ、第３表 地方債補正は、ふれあい観光施設改修事業等、過疎対策事業債３事業の追加と既定事業の事業費見直しによる起債限度額の変更であります。	
○議 長	次に、事項別明細書、歳入から御説明をいたします。	
	さきの全員協議会で事前に概要を御説明しておりますので、主なものについて御説明をさせていただきます。	

8 ページをお願いします。

14 款 分担金及び負担金の農業費分担金は南田島地区農地耕作条件改善事業に係る分担金の増、総務費分担金は後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費に係る負担金の増であります。

16 款 国庫支出金は、企画費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては令和 6 年度の定額減税不足額給付に係る交付金の追加であります。

次の地域経済循環事業交付金 1,500 万円は、さきの全員協議会で御説明をいたしました国のローカル 10,000 プロジェクトに応募し採択された民間事業に対する補助金の追加であります。

民生費補助金の児童福祉費補助金は、今回の補正予算において新設、拡充した各種子育て支援事業に係る国庫補助金の追加であります。

17 款 県支出金は、各事業補助金の内示、交付決定及び申請見込みによる補正であります。

9 ページの 18 款 財産収入、土地建物貸付収入は、主要地方道伊那生田飯田線改良事業に係る残地を村が取得し、工事期間中、県に貸付けを行うものであります。

19 款の寄附金、企業版ふるさと納税につきましては、上伊那地域の 2 事業者から御寄附をいただいたものであります。

20 款の繰入金は収支で不足する財源として財政調整基金から 6,000 万円を繰入れ調整するものでありますが、これにつきましては令和 6 年度決算による繰越金が確定した段階で、9 月予算で調整させていただく予定でございます。

22 款の諸収入の預金利子は収入予算の調整、雑入につきましては消防団員の退職報償金等の追加が主なものであります。

10 ページ、22 款 村債は、第 3 表 地方債補正で御説明したもので、全体で 3,710 万円の追加であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

総体的に人件費の補正がございますが、4 月 1 日付人事異動に伴う職員及び会計年度任用職員の給与費と通勤手当の改定によるものが主なものでありますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

初めに 11 ページ、1 款 議会費は 466 万 6,000 円の増で、正規職員 1 名を配置したことによる人件費の増等であります。

2 款 総務費は全体で 5,388 万 3,000 円の増で、主なものとしたしましては 13 ページの企画費の地方創生推進事業 2,000 万円、これにつきましては、先ほど御説明をいたしました国のローカル 10,000 プロジェクトに採択をされた地域経済循環創造事業補助金で、農福連携で地域経済を循環させることを目的に、廃業した旅館を改修し、子どもの居場所づくりと農業観光に関わる事業の立ち上げを支援するものであります。

全体事業費 4,000 万円のうち補助率 2 分の 1、そのうち国が 4 分の 3 で、村が 4 分の 1 の 500 万円を上乗せして補助するものであります。

なお、この補助金につきましては 50%が特別交付税措置されることとされております。

次に 15 ページの税務総務費の負担金、補助金及び交付金は、国の経済対策として令和 6 年度に実施されました定額減税に係る調整給付金について、令和 6 年度所得の確定に伴い不足が生じる者、世帯に対して追加給付をするもので、現時点での推計で 1,682 万円を見込み、計上するものであります。

16 ページ、3 村長選挙費につきましては、選挙が行われなかったため不用額を減額するものであります。

次に 17 ページからの 3 款 民生費であります。全体で 936 万 3,000 円の増であります。

主なものとしたしましては、冒頭に申し上げましたとおり、子育て支援事業を拡充し、子育て家庭に寄り添い、きめ細かな支援を行っていくため、子どもの居場所運営支援やマップの作製、病児・病後児保育事業の支援、児童クラブの施設環境整備、保育所の在り方検討、若者や関係者の声を聞く場の設定など、関係する予算 607 万 8,000 円を追加計上いたしました。

21 ページの 4 款 衛生費であります。全体で 1,050 万 7,000 円の増であります。

予防費は、今年度から 65 歳の方などへの带状疱疹ワクチン予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象になったことから、ワクチン接種委託料を経過措置対象者の方を含めて 122 万 6,00 円を計上いたしました。

3 の環境衛生費は空き家調査や活用に関わる地域おこし協力 1 名を 7 月から雇用するため、人件費、活動費等、関連予算、約 360 万円を追加計上いたしました。

次に 22 ページ、6 款 農林水産業費であります。全体で 766 万 6,000 円の増であります。

3 の農業振興費は、農業観光交流センターの責任者としてフルタイム会計年度任用職員を任用したことによる人件費の追加と農村交流施設改修工事等の追加であります。

農地費につきましては、過日、飯沼の棚田につきまして伊那食品工業株式会社と棚田パートナーシップ協定を締結いたしまして、その棚田地域振興協議会への補助金の追加。

それから、農地対策整備事業、県単緊急農地防災事業につきましては、飯沼地区内の農業水路改修事業が県単事業で採択されましたので、今年度、村が実施設計を行い、申請を行い、県が来年度以降工事を施工するというものでございます。

25 ページの 7 款 商工費であります。全体で 744 万円の増であります。

26 ページの商工振興費の商工振興事業補助金は、冒頭、村長の挨拶にもございましたが、商工業振興事業制度を拡充するということで補助金 200 円を追加いた

します。

また、観光費につきましては、ふれあい観光施設望岳荘の高圧受電設備が老朽化し、改善の指摘を受けておりますので、改修事業費として1,150万2,000円を追加するものであります。

次に27ページ、8款 土木費であります。全体で3,228万7,000円の増であります。

2の道路維持費につきましては、地元要望、現地調査による村単道路維持工事費等の追加と、土地購入費につきましては、先ほど申し上げました、主要地方道伊那生田飯田線改良工事に伴いトンネル北側の道路用地の残地を村が取得し、工事期間中、県に貸付けをするものであります。

3の道路新設改良費につきましては、村道矢田黒牛線の修正設計及び修正用地測量業務委託費の追加。

河川整備費につきましては、地元要望による河川の浚渫改修工事費の追加であります。

28ページ、9款 消防費につきましては、消防団員退団者の増により退職報償金の追加等が主なものであります。

次に、10款 教育費につきましては全体で14万7,000円の増でありますけれども、人件費の補正が主なもので、その他、各種施設の修繕・維持管理費の補正、また新たな学校建設事業関連経費の追加等であります。

33ページ、12款 公債費につきましては807万4,000円の増であります。これにつきましては、全員協議会で御説明いたしましたとおり、昨年度の起債検査で過年度の起債事業2事業について一部過充当があったということで過充当分を繰上償還するものでありますが、手数料、利息等を鑑みまして、この際、全額を一括償還するための予算として計上いたしました。

最後に、予備費を34万4,000円減額し、予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは議案第7号 令和7年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

今回の補正では、予算総額の増減はなく、歳出の事業間での予算額の調整を行うものです。

3ページをお願いします。

総務費で認定調査員の通勤手当として3,000円を増額、地域支援事業で会計年度任用職員の通勤手当として2万3,000円を増額、介護予防事業委託料を281万9,000円増額します。

予備費で調整し、予算全体では増減なしとしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

それでは議案第8号及び第9号について提案説明をさせていただきます。

まず議案第8号 令和7年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）について

○保健福祉課長

○建設環境課長

提案説明をいたします。

今回の補正は、機械修繕及び人事異動による収益的支出の補正を行うものであります。

第2条 収益的支出について、営業費用を147万5,000円増額し、総額を1億3,177万5,000円とするものであります。

第3条では起債の限度額を記載のとおり補正いたします。

少し飛びまして12ページを御覧ください。

補正予算実施計画明細書を御覧いただきたいと思います。

営業費用の原水及び浄水費の増額は沢入浄水場における機器の修繕によるもの、総係費の増額は職員の人事異動に伴う増額によるものであります。

その他、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

続いて議案第9号 令和7年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明いたします。

今回の補正は、処理場機器修繕及び職員の異動に伴う収益的支出の減額を補正するものであります。

第2条 収益的支出について、営業費用を181万3,000円増額し、総額を2億6,708万7,000円とするものであります。

第3条では予算第7条に定めた経費の金額を職員給与費321万3,000円減額いたします。

飛びまして13ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業費用の処理場費140万円は、大草浄化センター記録計の修繕による増額です。

同じく総係費の321万3,000円は、当初予定していた会計年度任用職員分の手当等を減額するものであります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これから議案第6号から議案第9号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（桂川 雅信） 一般会計補正予算に賛成する立場で意見を申し述べます。

今回の補正予算でまず取り上げたいのは、子育て支援策として長年の懸案が解決に向かったことを挙げたいと思います。

○議長 長

○議長 長

○5番

		1 つは、子どもの居場所運営支援として、食事の提供、学習機会や遊びの提供等、子どもの居場所づくりを実施する団体を支援し事業の継続を図ることや、支援の必要な子どもを早期に発見して適切な支援機関につなげる仕組みをつくり地域の支援体制を強化することができるようになった点であります。 これまで村内のボランティア的活動によって支えられていたこれらの活動にやっと国の補助が届くようになったことは大きな前進と評価します。 もう一つは村内の若手事業者の手によって長い間の懸案であった病児・病後児保育事業が開所に向けて一歩前進したことであり、これまでは村外の事業所に遠回りしてでも病気の子どもの預けねばならなかった保護者にとって、子育て支援の大きな贈物になると期待しています。 最後に、本補正予算には林業振興事業に信州大学への研究委託料が計上されています。これは3月に締結された信州大学農学部との連携協定に基づくもので、少額ではありますが、村内で初めて連携事業がスタートすることになります。 若手の農業者たちが新たな栽培品目と6次産業化や雇用拡大を目指すという夢のあるプロジェクトを立ち上げて4年になりますが、大学の研究者や学生諸君との連携がいずれ花開くことを期待したいと思います。 また、村内には若手農業者が新たな開発目標を持って取り組んでいるテーマもあり、今後も信大農学部との連携をさらに強化されることを期待して、賛成討論といたします。
○議	長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 初めに議案第6号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。 次に議案第7号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。 次に議案第8号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。 次に議案第9号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕

○議	長	全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩とします。再開は午前11時4分とします。 〔午前10時45分 休憩〕 〔午前11時04分 再開〕
○議	長	会議を再開します。 一般質問について御案内します。 議場と違いまして一般質問の残時間が表示されませんので、一般質問の開始時間と終了予定時間を議長が明示します。したがって、質問者は前の時計を確認してもらって残時間の確認をお願いしたいというふうに思います。 あわせて、終了5分前には1回呼び鈴を鳴らします。それから終了1分前に3回目を流しますので、時間内に終わるように対応をお願いしたいと思います。 日程第19 一般質問を行います。 通告順に発言を許します。 5番 桂川雅信議員。
○5	番	（桂川 雅信） 私の今回の質問は「新病院建設は一度立ち止まり再検証を」というテーマです。全部で6問ぐらいありますので、その都度、御回答をお願いしたいと思います。 昭和伊南総合病院を新たに建設するという計画は令和5年2月に策定した新病院建設基本計画で示した基本方針や重点機能、センター機能、各部門計画、設備整備方針等に基づいて設計を進めてきました。 しかし、昨年9月末に基本設計をまとめたところ、建設資材の高騰や労務費、物流価格の上昇等の影響により、建設費が基本計画時の166.9億円が基本設計時点で271.2億円と100億円以上に大幅増加する設計内容となりました。そのため、令和6年11月27日に行われた伊南行政組合議会全員協議会において、今後一定の期間をかけ基本設計の見直しと想定スケジュールの見直しを行うこととなりました。 基本設計の見直し方針の内容には、基本計画で示した新病院の機能、規模や設計と条件について、将来推計人口や受療動向、当院の患者数、経営状況等を踏まえ、内容の確認と見直しと記されていました。 つまり、この見直しの内容とは、基本設計の見直しというよりも新病院建設と経営に関わる原単位ともいうべき基本的事項を見直しするということであって、新病院建設計画の根本問題を問い直していることになります。 そこで問題にしたいのは、この見直しを新病院建設ありきで進めるのではなく、新病院建設の是非そのものも現時点の状況も含めて再検証する必要があるのではないかという点です。 まずこの計画を立案した頃の状況と現在を比べて医療状況を含む諸条件は好転したのかどうかを聞きたいと思います。 上伊那地域の中核病院である伊那中央病院の2024年度の病院事業会計が11億

2,300 万円の純損失を計上する見通しとなり、赤字は 8 期連続で、赤字額は 2023 年度の 9 億 7,300 万円に続き過去最大を更新する見込みと報じられています。ただし、これまでの基金などにより資金不足は生じないと説明されています。伊那中央病院の赤字は、新型コロナウイルス感染症の影響による入院患者数の減少や高額な医薬品の使用、物価高騰などが要因として挙げられています。

また、下伊那地域の中核病院である飯田市立病院は 2018 年度以降 4 年連続で黒字決算を維持してきましたが、新型コロナ禍による入院・外来患者の減少や物価高騰などの影響で 2022 年度に 2 億 9,200 万円、2023 年度に 5 億 9,600 万円の赤字を計上、2024 年度は診察料金を引き上げる診療報酬改定で収入は増えたものの、人件費上昇などが影響して増収減益となり、昨年 11 月時点の試算で 7 億 5,700 万円の赤字を見込んでいます。

飯田市議会は 2025 年度の病院事業会計予算案の採決に当たり経営健全化を求める附帯決議案を予算決算委員長名で発議、同予算案とともに全会一致で可決しています。

一方で、昭和伊南総合病院の経営状況は、令和 5 年度の決算で医業収支は 5 億 4,800 万円の赤字でしたが、経常収支は 3 億 4,000 万円の黒字でした。これは医業外収益に他会計繰入金 3 億 5,600 万円とコロナ病床確保補助金など国庫補助金が 3 億 3,800 万円を合わせた合計約 7 億円程度含まれているからで、外来患者数は 5,600 人減少していました。

そこで質問です。

村長は伊南行政組合の副組合長として執行部に参加していますが、昭和伊南総合病院の近年の経営状況についてどのように評価しているのか、伺います。

それではお答えをさせていただきたいと思います。

令和 5 年度から過去 10 年間の経営状況を見てみたいと思っています。

医業収支、令和 5 年度は 5 億 4,800 万円の赤字、新型コロナが蔓延しております令和 2 年度につきましては 7 億 5,200 万円の赤字、コロナ前の平成 30 年度を見ますと 2 億 2,800 万円の赤字、平成 29 年度については 1 億 8,200 万円の赤字であります。令和 2 年度をピークにしまして赤字は減少傾向にはありますけれども、コロナ前と比べると高い数値で赤字が続いているということでもあります。

しかし、議員のおっしゃるとおり、コロナ病床確保補助金等によりまして、経常収支につきましては、令和 5 年度は 3 億 4,000 万円の黒字となっております。令和 4 年度につきましては 7 億 2,000 万円、令和 3 年度は 4 億 1,300 万円の黒字であります。コロナ前の平成 30 年度は 3 億 1,400 万円の黒字、平成 27 年度は 3 億円の赤字でありました。

病院の経営につきましては、国が定める診療報酬の改定ですとか、抗がん剤などの薬品費の増加、燃料価格をはじめとします物価の高騰や人件費の増、新型コロナウイルス感染症などの新しい感染症など、様々な要因が絡まり、簡単には説明できません。

ただ、病院の経営において収益を生み出すには、患者数を増やし、治療件数を増やすことだというふうに言われておるようであります。

外来患者を見ますと、コロナ前の平成 30 年度は 12 万 4,375 人でありました。コロナが蔓延し、受診控えと言われております令和 2 年度は 11 万 1,721 人、そして令和 5 年度は 10 万 5,096 人であります。コロナ前の患者数には戻っておりません。いつこの数字が戻るのか、戻らないまま減少していくのか、ここをやはり見極める必要があるだろうというふうに思っております。

ちなみに、伊南 4 市町村のコロナ後の人口減少につきましては、コロナ前よりも多くなっている、つまり人口減少が進んでいるということになります。そういうことも考慮する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

経営状況については、私としたら今はそのようなことが申し上げられる、こんなように考えるところであります。

○ 5 番 (桂川 雅信) 昭和伊南総合病院の経営問題については、私の意見は後ほど述べたいと思います。

今日の病院経営をめぐる状況は極めて深刻なもので、全国公私病院連盟が昨年 6 月を対象とした病院運営実態分析調査によれば、100 床当たりの総収益から総費用を差し引くと 2,221 万 9,000 円の赤字で、赤字病院の割合は 80.1%、前年より 3.2 ポイント増加しています。全国公立・私立病院の 8 割もの病院が赤字ということは、全国的に病院経営そのものが危機的な状況にあることが分かりますが、その原因は人口減少、人材流出、物価高騰にあると言われてしています。

最近の病院の受診者減少は、健康な住民が増えているわけではなく、地域住民の減少と受診控えが始まっているという指摘もあります。

昭和伊南総合病院の担当する 4 市町村だけでなく、上下伊那地域での患者数が減少する中で、伊那中央病院と飯田市立病院という 2 つの中核病院も赤字が続いている状況下、昭和伊南だけが 2 つの中核病院の狭間で患者を取り合って増加に転じることなど不可能ではないかと思うのは私だけではないと思います。

もう一つの問題である人材流出の問題ですが、これは病院経営の根幹に関わる問題であるにもかかわらず、前回の基本計画などではほとんど触れられてこなかったと思います。昭和伊南のように急性期医療に対応するためには、院内には体力のある若い人材がどうしても必要なのに、そもそもそういった人材を新病院開設に当たって確保できるという保証はどこにも語られてこなかったのではないのでしょうか。

病院の診療は絵に描いた餅では実現しないものです。箱物や設備を整備しても、それらを活用して治療に生かせるスタッフが確保されなければ病院経営そのものが成立しないのです。

コロナ感染症が蔓延したときに呼吸器不全の治療のために使用された E C M O は患者 1 人に対して医師のほか 10 名程度のスタッフが必要だと指摘されていま

昭和伊南が導入しようとしている高度医療を担当できる医師やスタッフを本当に集めることができるのか、ほとんど何も保証はありません。

さらに言えば、現在、高度医療に携わっている若い医師は、指導者が勤務しているところで育てられ、チームとして診療に当たっているため、若手医師だけが指導者とチームを離れて地方の病院に赴任することは困難なのではないかという医療関係者の指摘もあります。

現代の医療は、高度医療だけでなく、一般診療も医師、看護師、検査技師など多くの医療スタッフが患者を診ながら治療する体制となっています。

しかし、他産業よりも賃金水準の低い病院職員が他の職種に転職してしまう傾向も表れていると指摘されており、看護婦を確保できずに病棟を閉鎖した病院もあって、経営難にさらに拍車をかけている実態もあります。

政府は、今、医療機関の倒産、休廃業が過去最多となっている中、病床を削減する病院には給付金を出すという病床数適正化支援事業を進めており、この給付金には申請が殺到して、医療機関が提出した計画書では削減予定病床は5万床に達しているとされています。

全国的に進む医療機関の閉鎖や休廃業の中で自治体病院が生き残りをかけて進めているのが地域の病院間の連携事業です。

昨年、人口減少率が最も大きかった秋田県では地域の病院を一体運営する地域医療連携推進法人が県内で初めて設立されました。県内の4つの医療法人が参加し、2025年度から薬剤費の抑制につながる薬の共同購入を始めるとしています。

この設立を主導した社会医療法人の理事長は、医療、介護の担い手不足は深刻であり、1つの法人だけでなく、県全体で地域医療の持続を考えなければならない、今後は法人間で人材を融通し合う仕組みをつくると述べたそうです。

また、病院の経営再建を手がける投資ファンド代表は、医療・介護業界は最大手の業者でもシェアが1～2%で、経営ノウハウや資金力に乏しい病院単体の取組には限界があり、地域の調剤薬局や看護事業者、介護施設などと連携し、一つのグループとして役割分担を進めることが必要だとも述べています。

いずれも、地域にある医療機関が競争するのではなく、連携して地域医療に当たろうとしているのです。

医師確保の問題に関して言えば、伊南行政組合の新病院建設担当事務局が議会に説明に訪れた際、私から新病院での医師の確保はできるのかと質問した際に大丈夫ですと言い切っていましたが、その根拠は何も示されていませんでした。根拠のない楽観論で新病院建設を進めることほど危険なことはありません。

2004年に医師の研修医制度が始まって以降、医学部卒業生が最新設備の整う県内外の大病院にとどまり、大学から中小規模病院への医師派遣が難しくなったことは事実です。

兵庫県の医療機関へ医師を数多く派遣してきた神戸大学の藤澤学長は、このままでは地域医療が維持できないとして各病院や自治体に再編、統合を強く促して

きたと言われています。兵庫県では12件の再編、統合が実現する見通しのようですが、神戸大学はそのうち6件を主導しているそうです。

はりま姫路総合医療センターのように、統合後に700床超えの大病院も生まれ、医師が県内に定着しつつあると言われています。

公立病院である三田市民病院300床と民間病院の済生会兵庫県病院268床は、統合後、425床程度の急性期医療病院になる予定で、診療科も35前後に増え、今よりも充実した医療提供を目指すとしています。

大学病院や大規模病院は、昭和伊南総合病院が新病院建設をしたからといって医師を新たに継続的に派遣することなど極めて困難な状況に変化していることは事実なのです。

そこで質問いたします。

私は議会質問で新病院建設の前に下伊那赤十字病院や下伊那厚生病院などとの連携を提案したことがあります。実際には、連携事業など考慮されずに突っ走って、結果的に計画は見直しとなりました。

しかし、現在の新病院建設の見直しは、新病院の機能、規模や設計と条件について、将来推計人口や受療動向、当院の患者数、経営状況等を踏まえ内容の確認と見直しとなっているだけです。今日の昭和伊南総合病院が置かれている状況を打開する方向での見直しとなっているのでしょうか、村長に伺いたいと思います。

基本計画におきましては、病床数を199床としまして、機能の最適化を図るとともに、病院機能の設定に当たりましては、各部門において地域の診療所等との連携のほか、信州大学医学部附属病院や伊那中央病院、飯田市立病院などとの連携を前提とした機能となる、このように説明をしております。

しかしながら、これらにつきましては当時の社会情勢ですとか経営状況を基に算定したものだというふうに思っております。

したがいまして、今日の昭和伊南総合病院が置かれている状況を打開する方向での見直しにはなっていないというふうに今指摘をいただきましたが、これに対して明確に反論できるだけのものはたまたまのところないというふうに、お答えとすると明確には答えられませんが、そういうことが現状かなというふうに思っております。

（桂川 雅信） 次の質問です。

基本設計見直し方針では、今後想定されるリスクとして、建築単価上昇が続き、今後も建設費が増加する可能性があり、建築単価上昇率の予測が困難な場合は延べ床面積等の縮減規模の目標設定が困難と述べています。

つまり、新病院建設は既定路線とし、前回基本設計時の概算額271.2億円をどうやって削減するかの議論をしているだけであって、病院経営全体の問題に踏み込んでいるわけではありませんから、机上で開院数年後の黒字の計算をしたとしても、同様の問題を繰り返す可能性があります。

○村 長

○5 番

		ここは一度立ち止まって、新病院の機能、規模や設計と条件を確認する前に、それらの機能、規模が今後 10 年から 30 年程度維持できる環境なのかどうかの判定をまずすべきと考えますが、村長の見解を伺います。
○村	長	人口減少、少子高齢化につきましては予想を上回る速さで進行をしております。少子化対策も、成果が出る、こういった対策ありません。今後、人口が減少する中で、様々な住民サービスの質を落とさず維持する方法を考えなければならないときに来ているというふうに思っております。
		したがいまして、地域の中核病院と中小病院との連携、こういったものについては基本計画で今見直しをしておりますので、新たな条件として、今、議員もおっしゃられたように、下伊那の小さいと言っはいけません、そういった部分についての連携もやはりこの中では考えていく必要があるかと、こんなふうに思っております。
○5	番	（桂川 雅信） 公立病院の経営の維持は全国的に困難となっており、新病院建設そのものを中止した大都市の病院もあります。
		昭和伊南総合病院は、しゃにむに新病院建設に突っ走るのではなく、地域の中核病院や中小病院との連携も視野に入れて計画を再検討すべき時期に来ていると考えますが、村長の見解を伺います。
○村	長	地域の中核病院ですとか、開業医の先生方、こういったところとの連携は非常に重要だというふうに思います。
		伊南地域にも様々な開業医の先生がいらっしゃいます。後継者がいる病院がどれくらいあるのか、このことも考える必要があるわけでありますけれども、例えば駒ヶ根市の前澤病院は、後継者がいないということで、外来のみの診療所といえますか、そういった病院になりました。このとき入院患者の対応は昭和伊南総合病院があるからというふうに先生はおっしゃっていたようであります。駒ヶ根市内で完結するだけではなくて、広域的に見て連携ができるかどうかは今後は課題になるというふうに思います。
		中川村民につきましては下伊那の医療機関へかかる方が多いもんですから、下伊那赤十字病院ですとか下伊那厚生病院、こういったところとの連携も視野に入れて計画を再検討するべきだというふうに考えるところではございますが、駒ヶ根市民の方は市内の医療機関へかかる割合が高ければ市内の医療機関のみの連携を考える、ここを中心に考えるというのは当然かなというふうにも思うわけがあります。
		したがいまして、伊南 4 市町村の意見をこれからどのようにまとめていくかっていうことが鍵を握ってくる、このように考えるところであります。
○5	番	（桂川 雅信） 村長のおっしゃるとおりだと思います。やっぱり伊南 4 市町村の意見がどうやってまとまるのかっていうところに重大な問題があると思っていまして、おっしゃったような、村長の今の御意見を伺っていると先ほどから私が主張していた内容に沿ってお話をされているようにも感じるんですが、あとは、

		伊南の組合の中での、執行部の中での話し合いをどうやって完結されていくかということが一つ重大な問題になってくると思います。
		それで、その上で私は次の質問に移りたいんですが、基本計画見直しに当たって資料を作成するコンサルタント——今も委託されていますが、新病院建設移転を前提とした契約になっていると思います。ですので、上記に挙げたような再検討項目は視野に入っていないと思います。新病院建設を地域連携なども視野に入れた計画検討もできるように、コンサルの追加や、あるいは契約内容の追加をすべきだと思いますけれども、村長の見解を伺います。
○村	長	地域連携につきましては、飯田市立病院ですとか上伊那の公立病院を中心に検討してきたと、言いますと、辰野病院から伊那中央病院も含めてであります。
		先ほど申しましたけれども、御指摘のように下伊那赤十字病院、厚生連下伊那厚生病院等との機能分担も含めて検討する必要があるというふうに考えるところでございます。
		しかしながら、そのためにコンサルタントを——今見直しているところでコンサルタントを追加して契約内容の見直しをする、こういったことは、今現在のどういう部分での契約であり見直しであるかということをやまず洗い出してからやっぱり議論すべきであるかと思ひますし、主契約を行っておりますコンサルタントとも十分議論して、いわゆる契約上の信義に反するようなことはすべきではないというふうに、一般的なことしか申し上げられませんが、そのように思います。
○5	番	（桂川 雅信） 今回の質問の添付資料に総務省の資料をつけております。
		総務省は令和 4 年 3 月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を発表しています。このガイドラインには公立病院経営強化プランの内容として役割、機能の最適化と連携の強化をうたっており、財政措置としてこれに伴う施設整備等に関わる病院事業債——特別分や医師派遣に関わる特別交付税措置も拡充すると書いています。
		伊南行政組合では、これまでに新病院建設計画の基本計画策定時にこのガイドラインの内容をどのように取り込んだのか、伺います。
○村	長	基本計画の策定におきましては、当時の社会状況ですとか病院の状況に基づき病床数を適正化し、地域の診療所との連携、信州大学医学部附属病院や伊那中央病院、飯田市立病院などとの連携を前提とした機能としておりまして、財政措置も一部取り込める内容としておりますけれども、2 年ほどの間に社会情勢や病院の経営状況が大きく変化してきたというふうに思っております。
		役割、機能の最適化と連携強化についても再度検証が必要と考えておりますし、病院はこの点についても見直しを進めると聞いております。
		先ほどお尋ねのお話でありますけれども……。失礼。
		というふうに、見直しを進めると聞いております。計画の見直しの中で上伊那医療圏内での連携強化と併せて近隣医療圏との連携についても協議をしていく

○ 5	番	ように今後は求めていくというふうに考えておるところでございます。 （桂川 雅信） 総務省のガイドラインに基づいて昭和伊南総合病院でも経営プランを立てております。経営プランについては改めて別の機会に質問させていただきたいと思いますが、この中には書いてありました、地域連携のことももちろん書いてありますが、そこで触れられている地域連携ってというのは、どちらかっていうと、この地域の中での開業医さんですとか小さな医療機関との連携ということで、どちらかという昭和伊南総合病院が中核となって地域の医療を支えていくと、そういう言い方で経営プランは書かれていたと思います。 ですので、先ほど村長がおっしゃったように、上下伊那の中核病院や、あるいはその周辺にいる中小の病院と連携を取りながらやっていこうということであれば、経営プランそのものも見直していただく必要があると思います。 それで、さらに私の意見を申し上げておきますが、私は公立病院の経営目的とは採算を黒字にすることではないと思っています。つまり、地域住民の健康を守るという医療本来の目的に合致した経営をすることであって、その意味では不採算部門であっても病院内にそのような診療科目を抱えていることは当然のことだというふうに思っています。そのために一般会計からの繰り出しがあることはやむを得ないというふうに私も考えています。 例えば地域の開業医では対応ができない、遠方の大学病院などに行かずとも治療や手術ができるような病院は地域に必ず必要ですし、例えば小児外科や産婦人科などの診療科目は、採算だけでなく、医師の確保も困難となっていますが、だからといって診療科目から外してしまうというのは地域医療の目的を見失った行為だと私は思っています。 伊南地域の病院はどうあるべきか、新病院建設は、たまたま建設費用高騰でストップしましたが、この際でするので原点に戻って再検証されることを訴えて、私も質問を終わります。
		これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩とします。再開は 12 時 59 分とします。 [午前 1 1 時 3 5 分 休憩] [午後 0 時 5 9 分 再開]
		○議長 会議を再開します。 桂川議員が体調不良により午後は欠席となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 3 番 中塚礼次郎議員。 中塚礼次郎議員の一般質問の時間は、午後 1 時から、終了予定時刻を午後 2 時までとします。
○ 3	番	（中塚礼次郎） 私は、さきに通告しました 2 問について質問をしたいと思いま

○ 3	番	最初の質問であります、「耕作ができなくなった水田の耕作維持管理対策を」ということで質問いたします。（チャイム鳴り発言中断） 今、農業耕作地の荒廃化が全国的に大きな問題となっており、農業行政の重要課題となっています。特に水田の維持管理は、耕作者の高齢化と後継者不足により、一層深刻です。 連日、マスコミ報道で流される米問題、深刻な米不足による昨年比 2 倍にも及ぶ価格高騰と米農家が激減し生産基盤が急速に崩れているという直面する二重の危機を招いた最大の責任は、歴代自民党農政にあると指摘されています。米の消費が毎年減ることを前提に農家に減反、減産を押しつけ、供給量を不足させ、その結果、2024 年 6 月までの 1 年間の米需要量に対し供給量が 44 万トンも減少し、米価格高騰につながりました。 また、民主党政権が創設した 10 アール当たり 1 万 5,000 円の所得補償を 2018 年に全廃し、年間約 1,500 億円の所得を全国の米農家から奪うなど、米生産への支援を切り捨ててきたことも農家減少、耕作地放棄に拍車をかけてきたと言わざるを得ません。 そこでですけど、中川村での水田耕作放棄地の現状について伺います。 平成 22 年、それから令和 2 年の農林業センサスのデータ、こちらを基に比較しますと、村内の状況ですが、耕作放棄地面積 21 ヘクタール増加したことに對しまして、水稻作付面積が 18 ヘクタール、水稻経営農家数 155 戸が減少し、水田、水稻経営戸数の減少が放棄地を増加させる一つの要因となっているようであります。 近年の村内の耕作放棄地の現状ですが、農地の現況の現地確認、それから農地台帳のデータ、こちらを整合する必要があるまして、水田に特化した面積把握、これについては行っておりませんが、維持管理のみの農地を含め、増加あるいは高止まりの状態であるというふうに認識しております。 （中塚礼次郎） ただいま課長のほうから中川の現状について報告がありました。 近年、私の集落とか近隣の集落からは、耕作できなくなって困っているというふうな相談もあるということで、私も対応して、それを何とかするというようなこともしてきましたが、大変大きな問題になっておるというふうに感じます。 水田耕作を続けられなくなった農家は年々増え続けて、それらの水田は村内と飯島町の大規模農家に引き継がれて維持管理がされていますが、昔はおやじとおふくろが農地を守り、息子が勤め人になり休みの日や農繁期に農作業の手助けをする、専業農家を除き、家族農業がほとんどでした。 今の家の後継者はいても水田後継者となる人が大きく減少している要因は、米作りはもうからないことが最大の要因と言えます。 耕作、維持管理ができなくなった水田は、現状、先ほども言いましたように、多くが大規模農家に引き継がれていますが、大規模になれば作業効率が最も重視され、大型農機などの導入などにより水田面積や耕作上での条件がよい耕作地が
		○産業振興課長

	優先されます。 問題になるのは条件の悪い中山間の水田の維持管理です。傾斜地でない水田は畦畔の管理は容易ですが、問題となるのは畦畔を含めた土手の管理です。草刈り作業の現状は、傾斜面であるため土手が大きく、草刈りの面積も多く、これを年間、秋までに4回～5回やらなければなりません。これらの支援策として補助事業も導入され、補助も受けていますが、加えて小面積の水田の耕作、維持管理への引受者が問題となっている現状があります。 耕作することができなくなった水田の耕作、維持管理を現状耕作地に加えて受けてもらえる農家を支援する対策が農地を守り、維持管理していくために必要というふうに考えますが、この点について考えをお聞きます。	大変難題というか、難しい問題があるわけですがけれども、このままほっとくということではできませんので、みんなで知恵を出して、何とか今の水田をいつまでも持続可能として耕作できるような形に持っていけるように最大の知恵を出していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
○産業振興課長	まず、中山間地の水田の維持、持続可能な農業を推進するために現在実施している施策について申し上げます。 国・県補助事業の中山間地域等直接支払交付金、また多面的機能支払交付金を現在実施しておりますが、農地の維持管理の省力化など持続可能な維持管理体制の構築、水路や農道など耕作に係るインフラの整備による担い手——大規模農家になりますが、担い手の営農条件の改善につながっているであろうというふうに認識しております。 一方、村単事業としましては、農業担い手支援の補助制度、それから小規模農家営農継続支援制度、また耕作条件等改善事業を実施しスマート農業技術の新機能を搭載した農業機械、スパイダーモアなど省力化機器の導入、それから耕作地及びその周辺の条件の改善を支援し、中山間地における農業経営の安定化を図っています。 大きな課題となっている高齢化、後継者不足——特に中山間地になりますが、それにつきましては、稲作に限らず、営農継続、農業、農地の維持を難しいものとしております。 この課題の解決に向けては、行政、現農家のみの取組だけでは困難であり、現在、国の直接支払制度、新規就農制度などを活用しつつ新たな担い手の育成に取り組んでいますが、これに加え、地域計画を基盤とした地域が一体となった取組もさらに進める必要があると考えております。 特に、営農、農地の引受手——担い手になりますが、引受手となる農家を中心に、国、県や村が実施する支援策の実効性の精査、改善のための検討を改めて行い、引受手がより引き受けやすいと感じる環境と成果に結びつく支援の充実が必要と感じております。 また、農繁期の労働力、いわゆる支え手の確保、加えて各集落営農組織間の連携も持続可能な中山間地の稲作、良好な営農、農地の維持につながるというふうに感じております。	続いて次の質問ですがけれども、米不足解決についてということで、増産、食料自給率向上を農政の柱にということで質問をしたいと思います。 米不足の解決は、今、国政の最大の争点となっており、大きな問題となっておりますが、国の問題だからでは放っておけない問題と思い、村行政としての考えをお聞きます。農業を基幹産業とする中川村にとって大変重要な問題を抱えているからであります。 米不足の解決は、十分な備蓄米を確保し、国を挙げて米の増産に、今、踏み出すときです。 ところが、逆に財務省は、政府備蓄米を減らし、輸入米——ミニマムアクセス米を主食に回せと迫っています。 日本農業には、本来、豊かな生産力があり、アジアモンスーン地帯に位置し旺盛な生産力を持つ日本の農地の人口扶養力は1ヘクタール当たり9人で、ヨーロッパ諸国の2～4倍、アメリカ、オーストラリアなどの10倍強と言われ、水田の力を生かす政策に私は転換すべきだと考えますが、この点について考えをお聞きます。
○3番	(中塚礼次郎) ただいま課長のほうから前向きという取組の具体的な内容のお答えがありました。	○村長 農民運動全国連合会っていう組織があります——通称農民連といいますけれども——これの2009年6月発行の機関紙「農民」には次のように記されております。 農民連は約10年前から、アジアと欧米の農地の生産力の違いを指摘してきましたが、5月に公表された『食料・農業・農村白書』は、農地1アールあたりのカロリー供給力の国際比較を紹介しています。これによると、日本の供給力が約10万カロリーなのに対し、アメリカは2万8千カロリー、オーストラリアは1万1000カロリーで、ほぼ10分の1。 というふうに書いてありました。それで、 『白書』は採草・放牧地を除いた「農地」だけで比較していますが、採草・放牧地を含めた「農用地」で比較すれば、違いは格段に大きくなります。また、国民1人あたりのカロリー摂取量は、日本が約2500カロリーであるのに対し、アメリカは3700カロリー、ヨーロッパが3500カロリーです。 こういう違いを加味すると、グラフのように日本の農地は1ヘクタールで——ここにはグラフを示しているところでもありますけれども、 グラフのように日本の農地は1ヘクタールで10人近く養えるのに対し、アメリカは0.9人、オーストラリアにいたっては0.1人です。 ということ、恐らく議員さんはこういうデータを見ておっしゃったのかなと思っています。

それで、米とパン製造に適する小麦といった穀物で比較するならば、米こそ日本の水田地帯で生産すべき作物であると、これは、やはり自然の摂理ではないのかなというふうに私は思います。

ちなみに、今日、ラジオで聞きました。日本人がカンボジアに行っているそうです。それで、プノンペンに住んでいる方なんですけど、最初はお米がなかなか、あちらの長粒種といいますか、いわゆる、何ていうんですか、香料の香りがするお米、何ライスっていったか、ちょっと分かりませんが、ちょっとそんなところで慣れなかったような話をしておりましたが、実は、非常においしい米があると、日本人にも適している米があるという話をしておりました。

それで、その紹介もしていたんですけど、何と、カンボジアの人たちは——カンボジアでは一年に3回米が取れるそうです。だから、そういう意味で言ったら、やっぱりアジアモンスーン地帯の生産力が高い、このことの証明だと思いますし、たしか1人当たり438キログラムの米を消費するそうです。

今、日本人の消費は50キログラムだと言われています。もちろん、ほかにいろんなところで、日本は食が豊かという言い方はありませんが、欧米並みの食に変わっていますから、違うところでカロリーは摂取できるということでだんだん減ってきているかと思えますけれども、それにしても、おっしゃられたとおり、やはり日本っていう国は米の生産力の高い、そういう、米こそ適した作物というふうなことではないかなというふうに思います。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから、私の質問に答えて、詳しくまた説明していただきました。

私は、農家が安心して作り続けられる価格と所得を実現しなければ、国民の食の安全も守られず、農家不足も解決できないと思います。

またともに農業を応援しないのは日本ぐらいだというふうに思います。世界の流れでもある家族農業を応援する農政に転換を、それから、農業予算を増やせ、家族農業を支え価格保障、所得補償をと声を上げることが今必要とふうに考えるわけではありますが、この点について考えをお聞きます。

○村 長 米の市場への供給量につきまして少し遡ってみたいと思います。

昨年8月6日に宮崎県の日向灘沖でマグニチュード7.1の地震が発生しました。それで南海トラフ地震の警戒に入ったわけでありすけれども、このときに、ちょうど8月6日ということもあってか、一斉にお米を買いに走ったということもありまして、店頭から米が消えるという現象があったようであります。ちょうど端境期で、お盆を控えていたということで物流の問題もあったんではないかというふうに私も思ったところであります。

2024年産の食用米は、農水省でいいますと、作況は前年を上回る101でありました。そういう発表でありましたので、順調に新米が出回るものと想像はしておったわけでありすけれども、冬頃から価格が高騰し始めた、たしかそうではなかったかなというふうに思います。

日本で最も美しい村連合のサポーター企業に米匠庵という企業があります。米匠庵は、御飯をパック加工したり、あるいはお赤飯をそのままパックしたり、熱を加えると食べられる、お餅とかも、いろいろあるんですけど、味つけ御飯も作っている、こういうところで非常に業績を伸ばしているサポーター企業です。

それで、その企業がパック加工の原料米を確保するのに非常に東奔西走していると、これは、今年2月初めに理事会をやったときに今どうですかということでお話を聞いたら、東京に行っても、もうとにかく高いし、もう物がないんだと、ちょっと苦労しているというお話がありました。

それで、想像をいたしますに、市場価格の高騰を見て業者が買占めをして、保管して市場操作を行っているというのではなくて、2024年産米について言うと、やはり猛暑等で食用に適する量が不足したことで需要を満たす米が不足しているんじゃないかというふうに私は思うし、そういうふうに考えれば、ずっと続いている高騰も、なかなか出回ってこないということにも説明がつくのかなというふうに思います。

一方、米の価格は下がりっぱなしで、上伊那でも1俵——60キログラムの玄米価格が1万2,000円を下回るほどまでいっときは下がりました。

2024年産米は、仮渡し1万6,200円に調整金を加えて、価格は2万1,000円、これは消費税込みでありますけれども、になる見込みであるという情報を近頃得たところであります。

米を作り続けるには、再生産費に回すことができる米の価格がやはり必要であります。かつ、ある程度の所得も得られなければ、生業としての、つまりなりわいとしての米作りなど成り立つはずありません。

米作は、規模にもよりますけれども、日本の米作りの基盤を支えているのは小規模な農家ではないかなというふうに思うわけであります。小規模農家でも米作りが持続できる米の価格の最低保障と所得補償、この仕組みをもう考えないと、供給量はこれからも不安定になるのではないかという心配がありますので、私は、今、そんなことを思っております。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから、詳しい話と、小規模農家、要するに家族農業を支えることや価格保障、所得補償が大変重要だというふうなことで、私は声を上げるべきだというふうに考えておるわけですが、同感に近い返答をいただきました。

危機の原因は、最初の質問でも述べましたが、歴代自民党政権が生産の安定と供給に責任を持たず、農家に減反を押しつけてきたからだというわけですが、農水省がこのほど令和5年——2023年の農業経営体の経営収支を公表しているわけではありますが、それによりますと個人経営体の米農家の時給は63円となります。雇用労働時間も含まれていた2021年2022年の時給は10円でしたが、2023年の63円でも農家の労働が米価にほとんど反映されていないことを意味しており、米を作る農家が激減、米作りを支えている中小農家はこの20年で210万戸

も減り、53 万戸に激減しております。

4 月に政府が決めた食料・農業・農村基本計画は国民を飢餓に追い込む中身と言えます。食料自給率の向上は従来の 45％に据え置いたまま、向上させる姿勢は全く見られません。新たに摂取カロリー目標 1.850 キロカロリーを持ち出して、あたかも自給率が 53％になるかのようにごまかしており、これは食糧不足に苦しんでいた終戦直後の水準と同じと言われ、国民が飢えても構わないというような宣言としか思えません。

農家の減少を食い止め、若い生産者を増やすことは待ったなしですが、しかし、食料・農業・農村基本計画は、49 歳以下の若い担い手数を維持するだけで、増やす気はなく、農地を増やすどころか、減らす目標となっております。

私は、政府が決めた食料・農業・農村基本計画の見直しが、今、農業、農業者にとっても必要だというふうに考えます。

そして、今、米不足で問題になっておるのは――テレビの報道にありましたが、トラクターを使ってデモをやる行動がありました。昔は米価闘争を全農も農協も一緒になってやったんですが、そこには全農もなにも参加できておらんというふうなことで、今、消費者と農業者の、もう対立関係というのがおあり立てられておるような現状で、全農不要論というふうなものが持ち出されてきておるというふうなことで、農家にとっても基幹産業を農業とする中川村にとっても大変重要な問題がますます大きくなっていくことを心配しております。

それで、この基本計画の見直しということが必要だというふうに考えますが、この点について考えを聞きます。

○村 長 まず、今、時給 63 円というお話がありました。この数字でありますけれども、農水省が発表しております令和 5 年の農業経営体の経営収支から分析した時給ということだと思います。

もう少し詳しく申し上げますと、まず、米作り農家として作付面積 2.2 ヘクタール、これを個人の米作り農家がやっていると。それで、この分析の中でいくと、従業員数が 3.5 人、うち家族が 2.4 人、平均年齢が 70.5 歳、それで粗収入が 319 万 4,000 円、所得が 5 万 1,000 円――平均ですよ。それで労働時間が 878 時間、いろいろ割り返していくと時給が 63 円になると、こういう数字だと思います。

もう少し、これ、ちょっと申し上げますと、主業として――なりわいの中心として 9.5 ヘクタールの作付平均面積の農家でいきますと、これが時給 1,008 円になっています。

それから、20 ヘクタール以上の大規模といいますか、もう企業経営かと思いますが、こういう農家は作付平均面積が 33.4 ヘクタールで時給が 2,476 円という数字が出ております。

農水省はこのことを発表しておりまして、その中の家族経営の一番小規模なところでやっている平均の所得をおっしゃったんだと思います。

それで、改めて言いますけど、2.2 ヘクタール平均の米作り農家は時給 63 円と

いうふうになったところでありますが、長野県の最低賃金は 998 円であります。いずれ、今年また改定されるんだろうと思いますけれども。これにも遠く及ばない。さっき 9.5 ヘクタール平均くらいでやっとやっと時給 1,008 円という話でしたから、遠く及ばないわけであります。

それで、じゃ、こんなもうからないものを何でやるんだ、さっさとやめたらいいかという単純な話になるかということですが、先ほどの質問にもありましたとおり、はっきり言って中山間地においてはこういう農家ばかりです。

それで、中川村にも、見ていただいたとおり、農事組合法人みなかたもあります。しかしながら、ここの経営っていうのは機械を持ち寄ってお米を作るための共同の植付けとか刈取りが中心で、それをまた農家に再配分していくことを今の経営の柱といいますかにしているところで、決して、これは、何ていいますか、経営体として成り立っているわけではありませんので、個々の農家で、まだ個人で頑張っているところを考えれば、やはりこれも非常に厳しいところだろうなというふうに思います。

ついでに言いますと、平均年齢 70.5 歳といえば私です。そんなことはどうでもいいんですけど。（笑声）

それで、何で単純にならないかといいますと、言いたいことは、そうしたらやめた後の水田の米作りはどうなるかっていうことです。

だから、中山間地の直接支払いとか、多面的機能の維持支払いの対象、今続いていることによって、その中に取り込まれて、この支払いも受けているわけですけど、やめてしまったらぼっかり穴が開きますから、この対象にもなりません。場合によっては集団的な農地の維持も外されてしまいますから、そうなったときにはこういった補助金ももらえないということになりかねないわけであります。

それで、そういう意味で、いわゆる中山間地域の崩壊につながるというおそれが十分あるわけであります。かつて、私は、直接、農事組合法人みなかたの組合長さんに言われました。今、水田農業を中心に小ちやいところをやっていますけれども、これをやめるっていうことになったら、あんだ、集落が崩壊するよと、なくなっちゃうよ、いいのかみたいなことを言われましたけど、まさにそういうことにつながるおそれがあるということだと思います。

それで、先ほどおっしゃったとおり、基本計画――食料・農業・農村基本計画、この見直しっていうのも、やはり日本人の食料をどうするかっていうことと、それに伴う計画を国土を利用してどうやってやっていくかっていうのは食料安全保障の一番根本の問題ですから、これは、やっぱり見直しは検討すべきなんですけれども、まずやらなきゃいけないことは、やはり生活と所得が保障される米の生産者価格、それで、また消費者もまあここだったら納得できるっていう小売価格、この形成をまず急げ、これが大事なことはないかなというふうに思います。

ましてや、今いろいろ、備蓄米が 2,000 円を切って、何だ、消費税を抜いて 5 キログラム 2,000 円を切って出ているということで、やりやできるんじゃんみた

いな話があつて、結局、これが、最初に買い占めたではないんですが、売り渡した全農、入札した全農がこれを出し渋っていると、価格を釣り上げている、こういう論調が一方であるわけであります。

これは、どうもいろいろなところで聞いてみると――全農っていうのは、私もそうですが、実は、ブドウでもなんでも、ほかの野菜、こういったところについても、肉もそうです。こういったところも全て、全農、農協経由からいくときには、全農は販売組織ですから、いわゆる消費地に向かって、これをうまく頃合いを見計らって出しながら価格を維持し形成してく、こういう仕事が全農でありますので、米だけじゃないわけです。

こういうことをやっている全農ですから、今回の米――ちょっと声が大きくなりますけど――今回の米の流通だけを取って、なかなか出てこないっていうのは、どうも話を聞くと、何ていいますか、いわゆる先に 2024 年産米を順次出していかなきゃいけないし、古古古米、古米ですか、こういったもののブレンドの割合、また表示が難しいそうでありますので、そのことも、それを一旦集めて、これを今度は精米にかけて出していくっていうのがすぐにはできないという難しさもあるようであります。

ですから、逆なことを言うと、直接、中間の大規模な卸の皆さんが買い取って、中間を省いて出したことによって早かったっていうことは言えるでしょうけれども、全農は隠していて悪いということは、私は思っておりません。

例えば、昔も言いましたけど、私も、直接、何ていいますか、いろいろ、業者さんと直接話をして、いわゆるハウスを作ってくれとかいう話をしたときに、ちょっといろいろ、どうしても農協を通すことになっているんでというお話をいただきましたけれども、これに少し憤ったこともあります。

けれども、やっぱり販売する直接的な農家は、まだ直接の販売力のあるところはいいいんですけど、できないところは、やはり全農に頼らざるを――農協から全農というルートがありますので、これも、やっぱりもう少し流通過程をもっと合理的にしてもらふ努力、そうしないと、やっぱり消費者まで渡ったときにそれなりに高くなってしまうので、こういうことは、やはり価格形成の中でももっと国を挙げて考えてもらう必要はありますけれども、何ていいますか、全農悪者論っていうのは、これは外れているかなというふうに思います。ちょっと……。それで、外れてしまいましたが、何度も申し上げます。

それと、もう一つ、ミニマムアクセス米のいわゆる主食用輸入増、S B S 方式で直接 10 万トンですか、食用は 76 万 7,000 トンが限界のようですが、S B S 方式で 10 万トン入れているやつを、もっと 20 万トン 30 万トンと買やいいじゃないのかっていうような声が出ているようでありますけれども、これもやはりおかしい話でありまして、ミニマムアクセス米の主食用輸入増で市場流通不足量を補うという前に、国内生産量の増加をやはり検討する、これはやっぱり筋ではないかなということを申し上げたいと思います。

○ 3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから相当詳しくいろいろお答えをいただいて、私も勉強になりました点もありました。

国民の重要なお米ということで、それを守っておる農家がさらにまだ持続可能な農業を営めるためにも、こういった大きな問題で、国の問題だということがあるとは思いますが、集落なんかでも話題にして、そういった声も私らが出していくことが必要だというふうに思いますので、今後、注目しながらやっていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に 2 番 松村利宏議員。

松村利宏議員の質問時間は、1 時 40 分から、終了予定時間を 2 時 40 分までとします。

○ 2 番 (松村 利宏) 私は通告書に基づき 1 問の質問をいたします。

村の中長期的な分析では、確実に人口減少になり、解決できないとしております。

人口減少に対応するためには何か課題なのか、何を変えなければならないかを真剣に考えて、改革により対処することが必要であると言えます。

解決方法は、何をしたいかということを明確にすること、やり方を設計し直す、やめるということも重要な選択肢ではないか、データで把握することで検証、意思決定をしやすくするというようなことが言えるかと思います。

それで、魅力的な地域をつくるためには、教育 D X、医療・介護 D X、地域交通・インフラ・物流 D X、まちづくり、文化、スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化、地域コミュニティ機能の維持、強化が考えられます。

教育 D Xを開始してから三、四年が経過しておりますが、いろいろ試行錯誤から始まった教育っていうことで、現場は大分落ち着いてきているというふうに思っております。

それで、中学校の文化祭や研究発表など、デジタル技術を使いこなしている様子を見る機会が増えております。

また、小学校では、1 年生 2 年生あたりも、もうタブレットを自宅に持ち帰って活用していることを確認しております。

学校の各種授業でデジタル化が進捗しており、生徒が使いこなしていることを非常に喜んでおりますが、小中学校の現況についてお聞きします。

○教 育 長 国の G I G A スクール構想によりまして、中川村においても、今お話がありましたように、パソコンを全児童生徒に配付いたしました。

また、W i ― F i 環境の整備や電子黒板を導入するなど、I C T 教育の推進に伴う環境整備、これも進めてきております。

細かい不具合はまだある状況もありますけれども、現在のところ開始当初にイメージした状態にまで整備が進んできているというふうに評価をしているとこ

ろでございます。

子どもたちの吸収力は、議員からも御指摘がありましたように、大変高いものがありまして、使用しただけ力量も高まっているというふうに感じております。

この子どもたちが将来のデジタル社会をつくっていくのだと、本当に、日々、改めて感じているところでございます。

また、不登校の状態にある児童生徒など、学校を欠席しているお子さんについてもオンラインで学校と家庭を結び授業に参加するといったことも、各校、今では当たり前ができるようになっておりまして、実際にそうした活用も進められております。

また、一方で、これだけ年数がたってくる中では教職員の関心や力量の差も見られるようになってきております。それが子どもたちの使用頻度に影響してくるということも思われますので、そうした差ができるだけなくなるように、教育委員会としても学校のほうと相談をしながら促していきたいというふうに考えております。

現在求められている個別最適な学びの一つの手段としてＩＣＴの活用は不可欠なものになっております。子どもたちが文房具のように日常的に使用している、そんな姿を目指したいというふうに考えているところでございます。

○ 2 番 （松村 利宏） 大体予想していたよりはるかにいろいろと、学校に来られない児童さんについてもオンラインでできているということを非常に頼もしく思っているところでございます。引き続きそのまま続けていっていただければというふうに思います。

それで、次に行きますが、小中学校の教員の休憩時間、これは 27 分間と言われており、心の病が多発しており、小中学校におけるいじめがまた最近は増えているわけですが、いじめに対応する余裕がないということが今はかなりいろいろ問題になっているというふうに聞いております。

中学校の教員をしていた私の高校の同級生も、生徒に対応したいが業務が過重のためになかなか対応が難しいと――もう定年しているわけですが、そういうことを話しておりました。

教育委員会及び学校は、教育ＤＸを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題、学校現場におけるペーパーレス化やＤＸへの意識の浸透、保護者の理解、ＩＣＴを苦手とする職員への支援、校務端末への入替え、性能の低い端末では校務に支障が出るためこういうことをやっている。

それから、教育委員会及び学校が教育ＤＸを推進するために取り組むことが望ましい項目を実施する上で障害となる課題の解決策は、取組の段階的な実施、モデル校から全体校への普及、ＤＸ推進に向けた支援体制の充実、ソフト面、ハード面、双方の環境整備ということは県のほうを含めてやっておられるというふうに聞いております。

ホーム系ネットワークシステム等の現況分析や望ましい校務の在り方に関する

検討の計画は、現行のネットワークシステムについて次世代校務支援システムに対応できるシステムの更改を検討、持続的に情報収集を行い、望ましい校務の在り方を進めているというふうに、今やっているというふうに、県のほうもいろいろなデータを確認すると言っているようです。

それで、中川村の小中学校の教員の現況は、私は大丈夫だというふうに思っておるわけですが、教員の校務軽減のためにＤＸを活用して効率化を図ることが必要だというふうに考えております。このためには何をしたいかを明確にしなければならないというふうに思いますが、中川村の小中学校の教員、もしくは一般的なところでもいいんですけれども、そういうところについて具体的なことがあれば伺いたいというふうに思います。

○教 育 長 中川村の教職員につきましてもパソコンを配付いたしまして、授業をはじめ、校務に使用していただいているという現状であります。予算化もしまして、本年度、更新をしまいたします。

それで、校務においては、例えば県の教育委員会で進めております総合型校務支援システム、これはＣ４ｔｈというものですけれども、これの導入の判断は県下の各自治体がしておりますが、本村も導入をしまして、教職員の例えば情報共有であるとか、出席簿や通知表、指導要録の管理、そういったことについても今使用をしているところでございます。

そのほか、採点アプリの導入とか、学校と家庭、地域をつなぐための連絡システムである「すぐーる」の導入、こういったことも進めているところで、かなり学校現場では今言われたペーパーレスのほうも進んできておる現状でございます。

仕事の効率化につながるという一方で、効率化によって対応すべき仕事をかえって増やしてしまうんじゃないかっていう懸念もしております。トータルした仕事量、その中でＤＸ化での効率化されていけばいいんですが、効率化すればするほど仕事が増えていくっていう、そんな現状も逆に心配されるところがありますので、そういう点では、そうしたことも十分頭に置いて進める必要があるかなというふうに思っております。

いずれにしても、基本的には、こうした教育現場のＤＸ化っていうことについても、今お話がありましたように、教職員が児童生徒と向き合う時間、こうしたものをきちんと確保していくということが大きな狙いにあるかと思imasので、そういうことが損なわれないように進めていくということがまず狙いとしては大事になってくるかなというふうには思っております。

○ 2 番 （松村 利宏） やはり、今、教育長が言われていましたように、生徒さんとしっかり向き合うということが第一義だというふうに思いますので、その辺のところもししっかりと引き続きやっていただければというふうに思います。

次に参ります。

小中学生の 40%が宿題対応のためチャットＧＰＴを使用しているというのが

	新聞に載っておりました。		何か使っているような感じがしますがけれども、まだ県内ではあまり、まだこれからというところだというふうに認識をしております。
	5月28日には初のA I新法が成立しました。新法の目的、ポイントは、国が悪用リスクに対応する、罰則規定を設けず、事業者の研究開発を後押し、悪質な事例は国が公表し広く注意を呼びかける、首相をトップとするA I戦略本部を創設し、事業者や利用者に向けた指針を新たに策定するということであります。		では次へ参ります。
	それで、A Iをどうしようかっていうのを非常に国も悩んでいたわけですがけれども、一応、概要っていうことですね。新法はできましたけれども、まだ決定的なものではないと私は思っているんですけども、一応一歩前に進んだかなというふうに思っています。		日本の20代はSNSを信じており、テレビ、新聞に関心がない人が増えております。
	常にテクノロジーと環境は深化、変化し続けているので、常に学ぶ姿勢、情報収集が必要だというふうに思っておりますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。		SNSの落とし穴の一つは、フィルターバブルと言われる自分の知りたいことだけを知っていればほかにことには関心がないというSNSのわながあります。
○教 育 長	A Iにつきましては、まだ中川村においても、今のところ体験的な段階かなというふうに承知をしております。		SNSは自動識別により関心がある事項のみ見ることになります。これは、携帯電話をよく見ていると、関心のあるところをぱっとやっていくと、クリックしていくと、どんどん、全くそれと同じようなことが、ずっとそれだけ出てくるようになっていきます。ヤフーのニュースなんかを見てもそういうことになっています。そういうところがあるんじゃないかなというふうに思っています。
	ま、この分野の進化、あるいは日々に変化につきましては、今御指摘のとおり、非常に激しく、目を見張るものがあるというふうに思っております、そういった点では、常に学ぶ姿勢、あるいは情報収集が必要であるというふうに私どもも思っております。		SNSの落とし穴の2つ目はいいねバイアスと言われております。いいねの数、フォロワー数が多いと信用してしまう、このため、うそやデマが分からなくなる公算が非常に高くなります。
	これまで、ICT教育を進めていく中では、中川村においては、ICT教育の担当指導主事、それと業務支援を行ってもらっているストリートスマートという会社がありますけれども、そこの担当者、専門家に関わっていただいて、様々な今の進み方に呼応しながらICT教育の導入、運営に努めてきているという状況でございます。	○教 育 長	このような状況をどのように考えているか、特に科学リテラシーが必要だと思慮しますが、いかがでしょうか。
	A Iについても、チャットGPTがあったときに、文科省のほうでも、詳しいまだガイドラインっていうことではないんですが、チャットGPTについて文科省のほうから通知が出された折には、例えば中学校においても夏休みの宿題においてそういうものを使用しないなどの指導を子どもたちにしたという経過がございますので、これからどういうふうに学校現場にそうしたものが入っていくかっていうことは、私どももしっかり見極めていかないといけないというふうに思っております。		私などはテレビが大好きな人間なんですけれども、今の若者たちは、確かにテレビを見なかったり、情報も、ユーチューブであったり、最近はティックトックを情報源にしているっていうようなお話もお伺いします。
	そういう上では、今お話しした教育委員会の体制については今後も堅持して、私どもに専門家の立場からこれからの在り方をまた指導していただくような、そんな取組はしていきたいと思っております。		令和4年度になりますけれども、民間の調査になりますが、情報の真偽を見分ける自信というものについて国際比較を行った調査がございます。それによると、日本においては「情報の真偽を見分ける自信がある」という回答は28.8%、「自信がない」との回答が33.6%、あとは「どちらでもない」とか「分からない」というものだったということでもあります。
	また、必要な情報については先生方にも十分承知をしていただく必要があります。また、機会を捉えて共有をしておりますけれども、なかなか、学校現場もやることだらけの状況もありますので、計画的に進めていきたいというふうに思っております。		ちなみに、「自信がある」との回答について他国と比べて見ますと、アメリカが71.6%、イギリスが74.2%、フランスが74.5%、ドイツが80%という結果であったということでもあります。
○2 番	(松村 利宏) なかなか、A I、チャットGPTのところも、都市部では相当、		日本においては、この調査のように、子どもも――子どもがこういう状態にあるっていうのは、多分大人もこうした状況にあると言えるのではないかというふうに思っております。
			ただ、これについては、多分、こうしたものに対する認識を深めるだけではなくて、今、中川村でも新たな学校の教育として大事にしたいと思っております探究的な学び、そうした学習の体験というものも、こうした物事の真偽、こういったものを見極めていく、そんな力をつけていくのにつながっていくのかなっていうふうにも感じております。
			それで、学校の指導が及ぶ範囲では、現状、パソコンの利用についてもフィルター等により制御したりし、Chromebookや付与されているそれぞれの

アカウントではSNSはやらないことがルールということになっております。

そうした環境から離れたとき――多くは家庭生活ということになろうかと思えますけれども、そうした中では危険と隣り合わせしている状態にあると言えるかなというふうには思っております。

最終的には、教育の中で自分で考え自分で判断できる力をつけていく、そのことが非常に重要であるというふうに思っておりますが、家庭生活の中で見ますと、特に保護者の皆さんが子どもたちとどうこのことについて話をして、ルールを定めたり、使用についてコントロールしたり、あるいはそういう真偽ということについて話題にするかということも関わってくると思いますので、そういう認識も持ちながら、教育委員会としてもこのことについて考えていきたいというふうに考えております。

○ 2 番 （松村 利宏） 海外は非常に高いっていうのは私も思っていたんですが、今聞きして、非常に高いなという感じはします。

それで、ここで特に、最後に「化学リテラシー」って書きましたけれども、科学的な思考、これをしっかりと――今、村のほうも力を入れてやっておられるわけですが――そういうのがやはり重要だと思います。根拠に基づいてできるだけやっていくというのが大事だと思いますので、それもまたしっかりと力を入れていっていただければというふうに思います。

次に行きます。

次に「対策としては、」って書いてありますが、誰が発信しているか、ほかの情報を確認する、SNSの実態に関する教育、指導、情報を取捨選択するため尺度の保持――「ざるの網の大小」って書いてありますけれども、これはどういうことかっていうと、例えば土木でいうと、コンクリートに入れるときに、砂利をいろいろやるときに、一番小さい砂まで、いろんな目の大きさがあるわけですね、それを通していつて流形を測っていくという格好になります。どういうことかという、関係ない情報は、もう一切、もう全部流してしまうと、例えば1mの網の目で、もうそこを通るのは関係ないんだという自分のしっかりとした根拠を持っていれば、それはもう一切関わらないということが大事なんだろうと私は思います。

それで、それを常に、先ほど認識を持ってというふうに言われましたが、それは御家庭の、我々、家のほうのお父さんお母さんっていうところも大きくなるかと思いますが、それもしっかり持っていないと、なかなかちょっとした情報にとらわれてしまうということになるかと思えます。

それと、もう一つは、自分の置かれている座標、これを常に確認していくということが重要かと思えます。

座標っていうのはどういうことかという、年代によってどんどん変わっていきますし、それから二十歳過ぎてから仕事をやっていく上においてもどんどん変わってくるかと思えます。その座標が今どういうことになっているか、ここにお

られる方はみんな日本人ですので、まず日本の国の中にいますよということになるかと思えます。

今は、男性女性とか、いろいろありますが、それから仕事の内容によって関係するところ、弱いところ強いところっていうのがいろいろ出てくるかと思えますので、その辺もしっかり見て、その位置づけをしっかりと持っていくと。案外、外国人の方はその辺が相当しっかりしているんじゃないかというふうに思います。日本は島国なんで、案外、日本人ってそういうところが弱いのかなというふうに思えますので、そういうのをしっかりと持っていくっていうことが大事だというふうに思います。

そういう観点での思考が私は大事だと思うんですが、そういう観点についてはどうでしょうか。

○教 育 長 今、細かい御指摘をいただきました。

これまで議会においても少し触れさせていただいてきているんですけども、デジタルシチズンシップっていう考え方、これは、多分、外国のほうがこうした考え方が進んでいるんだというふうに認識をしているわけですが、デジタルシチズンシップ、いわゆるインターネットやSNSなどのデジタル技術を適切に活用して社会に積極的に関与する能力というふうに言われておりますけれども、教育委員会としましては、ICT教育を通して子どもたちがこれからのデジタル社会においてよりよい使い手になること、そうしたことを目指していきたいなというふうに考えてきております。

ただ、そのためのカリキュラムでありますとか指導については、まだまだ途上のところがありまして、十分とは言えない、これからのまだ課題だというふうに捉えております。

現状としますと、小学校では4年生～6年生でDQWorldっていうようなゲーム感覚で情報モラルを学ぶような学習ソフトを導入しております。また中学校では技術科などで学習されておりますが、先ほどお話ししましたように、まだまだ学校の中ではそういったものを学んでいくカリキュラムっていうのが十分とは言えない状況もございます。

現在、中央教育審議会のほうで検討が進められている新しい学習指導要領、この学習指導要領においては、そうした学びを教育課程の中に新たな位置づける方向で議論が進んでいるというふうに聞いております。

いずれにしても、利用する便利さとともに、利用する怖さ、そういったことも知る必要があると思っております。子どもたち以上に保護者や教職員がこういうことについての危機感を高めていくようなことも、またさらに必要な取組になろうかというふうには思っております。

○ 2 番 （松村 利宏） 非常に難しいところですが、しっかりとまた県と連携を取ってやっていただければと思います。

次に行きます。

今いろいろなところで偽情報というのが出回っております。脅威情報の拡散、情報改ざんや情報の抹消行為など、情報戦の一種になりますが、これは海外からどんどん来ているというところもあります。特にインターネットの普及後は規模や影響力も拡大しております。意図的に広める、虚偽もしくは不正確な情報、偽造された文書、原稿及び写真の流布、あるいは悪意のうわさや捏造されたインテリデンスを広めることが含まれるとあります。

偽情報の拡散の仕方に関する研究論文は、今非常に増加しております。

ソーシャルメディアにおける偽情報の拡散はシーディング、エコーイングの2つの段階に分類されると言われております。シーディングとは悪意のある行為者がフェイクニュースなどのうそを戦略的にソーシャルメディアのエコシステムへ挿入する手法であり、エコーイングとは、参加者がしばしば対立的な作り話に偽情報を組み込むことにより、自身の意見として論争の一部に偽情報を組み込んで拡散する手法であります。

サイバー対処能力を強化するための関連法案は今国会で成立しました。官民連携の強化、通信情報の利用、公益社へのサーバー等へのアクセス・無害化措置の3つの取組を柱とする能動的サイバー防御を導入するものであり、官民が連携し、より早期に、かつ効果的にサイバー攻撃を把握し対応することができるとともに、重大なサイバー攻撃の未然防止のため、アクセス、無害化措置を実現することが可能となりました。

さらに、政府は、サイバー防御の必要性、サイバー攻撃の脅威について、今、パンフレットを作って周知するというふうに言っております。

これは、学校教育だけではなく、村民に対しても継続的に教育、指導する機会を設けることが必要だと思慮しますが、いかがでしょうか。

○村 長 今、非常に、いわゆる偽情報とか、そういったものも含めて、あるいは外国からの脅威といいますか、サイバー攻撃といいますか、そういったことから、やはり日本のいろんなものを守っていかなきゃいけないという状況にあることは十分——十分というか、私も何となく分かるところでありますけれども、私なりに、村が考えていることについての質問だと思いますので、ちょっと学校教育だけじゃなくて、村民に行っていること、これについてお話をさせていただきます。

令和4年度から近隣の携帯ショップと連携をいたしました国の補助事業を活用してスマホ教室を開催しておる、これは議員も御存じかと思います。その中では、スマートフォンの基本的な操作方法に加えまして、安心・安全にインターネットですとかSNS等を利用するための基礎知識や心構えについても講習を行っております。

また、定期的に実施をしております個別のお悩み相談会や地域包括支援センターで実施をしているスマホを楽しむ座談会——こういったこともやっております。でも住民の方が実際に受け取った詐欺に関する偽情報などの事例を共有したりして、その対応についての基礎知識を深めるというようなこともやっております。

○2 番 ます。

今後もスマホ教室を開催する中で、住民の皆さんが安心・安全にデジタル活用をしていただくための知識を学び、共有し合う機会を設けていきたいと、こういうふうに思っております。

（松村 利宏） 村民の方には非常に重要なところなんで、特に年配の方って、私もそうですが、十分注意してもらうことが大事かと。

実は、私、昨日、急遽、スマホが完全にウイルスに感染しまして、飯田まで行って直してもらってきました。今日は私も含めて4人目ですとそこで言われました。全く同じウイルスみたいです。ウイルス、入ってきたのをちょっとクリックしてしまったんですね。それで簡単になってしまったんで、若い方は大丈夫だと担当のその方は言われました。特に年配の方、年配っていうと、やっぱり我々の年代くらいかなという感じはしましたけどね。娘にすぐやってもらったけど、やはり何をやったんだと怒られました。

だから、十分そういう教育をしっかりしていただいて、感染してしまうと、電話番号とか、自分の電話番号だったらいいんですけども、いろんな電話番号が入っていますよね、それも抜き取られて、そっちのほかの方に全部電話が行くってということもあるみたいですので、その辺は十分注意して教育していただければと、十分注意していただきたいと思います。特に65歳以上の方、特に我々も、私も含めて、お願いしたいというふうに思います。

次に行きます。

県教育委員会は、1人1台端末の整備のため、2022年度には県内全ての小中学校、高校生1人1台のタブレット端末を整備し、端末は児童生徒が自宅に持ち帰って使用することができるようにしております。

教員のICT活用向上では、ICT活用の指導力を有する教員を養成するため研修を実施しております。また市町村教育委員会と連携して教員同士のICT活用の交流、情報共有を促進するというのもやっております。

学習コンテンツの充実では、ICTを活用したデジタル教科書、AIドリルなどを充実させるため、県の教育委員会が教材や教具を開発しており、また民間事業者とも連携を深めております。

そのほか、児童生徒の学習データの活用が重要ってということで、2024年から児童生徒の学習データの収集、分析、活用を進めており、一人一人に合った学びの推進事業やメタバースにおけるバーチャル教育空間の活用検討事業などが含まれて、これをどうもやっているというふうに聞いておりますが、小中学校の運営に関わる経費は村の負担をかなり出しているように確認をしております。

現在、小中学校ではデジタル化が進んでいるわけですがけれども、県教育委員会のデジタル化に関する考えはどのようになっているのか、県のやつを調べるといっぱいいろいろ出てくるわけなんですけれども、この辺が中川村の小中学生、学校、教育委員会のほうとどのような連携になっているのかというところを

○教 育 長	ちょっとお聞きしたいというふうに思います。	いるわけですがけれども、デジタル化に関する教員に対するコントロールっていう
○教 育 長	県のほうも国のG I G Aスクール構想に沿って今取組を進めているところで	か、統制、これは村がある程度独自でやるっていうのも今言われたんですけど
	あります。	も、この辺はどのようになっているのか、それで今後の課題と今後の方向性をど
	ただ、少し年数がたって見えてくるのは、確かに、今お話のあったように県の	のように考えているか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。
	教育委員会で進めていることもあるんですが、基本が、やはり市町村がそれぞれの	○教 育 長 これまでも答弁してまいりましたように、県も市町村も国のG I G Aスクール
	考え方でスタートしたっていうようなところもありまして、少しそういった点	構想に沿って今取組が進んでいるという状況でございます。
	では市町村の取組に差が出てきているのかなっていうことを感じているところ	G I G Aスクール構想導入時点は第 1 期ということでしたが、今は第 2 期に
	であります。	入っておりまして、第 1 期の取組を土台にして I C T技術の一層の活用や高度な
	G I G Aスクール構想は令和元年度――2019 年度からスタートしているわけ	教育コンテンツの導入など、そうしたものが進んでいくものと期待をしていると
	ですけれども、そうした流れの中で整備された 1 人 1 端末については、5 年がた	ころでございます。
	ちまして更新の時期を迎えたために、県のほうでは国の制度を利用してG I G A	国や県の支援を受けるのはもちろんでありますけれども、県費で採用されてい
	スクール構想加速化基金というものを造成しまして、補助制度を創設しておりま	る教職員についても配置をされますと市町村の管理下に入るという立場になり
	す。	ますので、基本的には、市町村が主体的に取り組む、そうした流れの中で教職員
	それで、今回更新をしたわけですがけれども、希望する市町村が参加してパソコ	も進んでいただくという形になってこようかと思います。
	ンなどの共同調達を県のほうの呼びかけで行いました。これは国の制度が背景に	なので、それが、結局、各市町村の動きの違いによって市町村に差がこれから
	あるわけですがけれども、3 分の 2 の補助率で市町村の整備を支援するという事業	も出ていく可能性がありますので、県の教育委員会に対しては、やはり長野県と
	でありまして、中川村も今回この共同調達に参加しまして更新を行うという形を	してこうした動きがそういう市町村で差がなく進んでいくようなまとめをして
	取ったわけでございます。	いただきたいなと思うんですが、冒頭で申しましたように、市町村による少し
	しかし、国や県の補助については導入時の端末とその更新に限られておりまし	差も出てきているかなという懸念も持っております。
	て、導入時以降、新たに購入した端末については村独自の財源で対応しているの	いずれにしましても、教職員の活用、こうしたものは一つの鍵になると思いま
	が現状でございます。	すので、進めていきたいと。
	ですので、財政的な裏づけについては、今後、国や県でどのような形を取って	それで、最後に、課題になるところは、教委職員の関係ですがけれども、村の現
	いくかっていうのは見えないところがありますが、G I G Aスクール構想を進め	状から課題を見てみると、先生方が使用するパソコン、これは、今、校務系と学
	ていく中では、引き続き国や県に要望していきたいということは思っております。	習系と、いわゆる校務に使うものと授業で子どもたちと使うものと分けている、
	これからはどう活用していくかっていうことも大きなポイントになってきます	そういうシステムになっております。それで、校務に使用するのがウインドウズ
	が、県のほうでは、I C T教育推進センターというものを設置しまして、そこが	環境であり、授業で使用するのがグーグル環境――C h r o m e b o o kを使っ
	中心になって市町村教育委員会や学校の実態に合わせた支援を行うような取組	ておりますので――の両方が必要になってきます。
	を始めておりますので、そうしたものも活用しながら進めていきたいというふう	多分、こうしたものが一本化できると先生方の利便性がさらに高まってくると、
	に思っております。	効率化もさらに進んでいく可能性があるかなと思うんですが、維持管理コストや
	○ 2 番 （松村 利宏） 次の質問に行きますが、今言われたところとちょっと重なって	セキュリティ上の不安等もあり、またネットワークの不具合が生じると全てが
	きます。	止まってしまう可能性もありますので、なかなか現状ではうまく一本化できる段
	デジタル化に伴う機器は村が主体的に導入――これは国や県の支援もあるわけ	階にはないと、ただ、これもまた一つの課題でありますので、システムについて
	ですけれども、特に教員とか事務局は県職員のため県教育委員会の統制を受けて	はさらに研究が必要かなというふうには思っております。
	いるんじゃないかというふうに思っておるわけです。	○ 2 番 （松村 利宏） 今お聞きした課題のところは、多分、先生方が一番困っている
	それで、長野県の教員の働き方改革や教育のウェルビーイング向上に掲げてき	のかなと思いますんで、県のほうとよく連携して、一本化できればいいんですけ
	た様々なシステムを導入しており、副校長とか校長のマネジメント――校長とか	ど、セキュリティの話がやっぱり一番重要になってくるような感じもしますの
	教頭、校長先生のマネジメント支援や電子採点システム、また電子で入試の願書	で、しっかりそれもお願ひしていただきたいというふうに思います。
	受付などを検討しているということで先ほど回答を受けましたけれども、やって	次へ行きます。

まちづくりは、魅力的な地域にするため、行政、住民が意思疎通を図ることが求められます。

人口減少や高齢化の進行により、空き地や低未利用地、それから荒廃農地や景観維持などへの対応、土地の効率的な活用や適正な管理といった取組の重要性がさらに高まると考えられます。

また、村民が利用する商店や交通手段など、地域での暮らしを支える機能の維持が難しくなってしまう可能性もあります。

総合計画の後期計画では、魅力ある地域づくりの土地利用の推進の基本方向は「住み慣れた地域で、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けるために、地域住民、事業者、各種団体や行政など様々な主体が連携する村を目指します。」というふうにしております。

施策の内容は、人口規模に応じたコンパクトな村づくりを推進する、コンパクトな村づくりに取り組むため、立地適正化計画を策定し、計画に沿った村づくりを推進する、総合的、長期的視野に立った都市的土地利用への適正誘導を図る、都市計画決定されている都市施設や用途区域について必要に応じて見直すということが書いてあります。

コンパクトな村づくりを推進することは、人口減少、リニア・三遠南信自動車道開通後の村の発展の重要な施策であるということが言えるかと思います。

魅力的な地域にするためには、立地適正化計画を策定してコンパクトな村づくりに取り組むということが重要かと思います。

コンパクトな村づくりのためには、立地適正化計画の策定、知的土地利用の適正誘導、都市施設や用途区域の見直しが必要であります。このためには、行政が明確な指針の下に立地適正化計画を作成し、村民が所有している土地利用、用途区分見直しについて説明し、理解を得ることが求められるというふうに考えます。

さらに、村民を誘導するため不退転な決意が求められるというふうに思います。

非常に後期基本計画は、私はすばらしい内容になっているというふうに思いますが、これが実行できるかどうか、これができないことには何にもならないというふうに思います。

それで、これは行政が簡単にできる話ではなくて、村民が全てそこに、土地もありますし、そのところへちゃんと来ていただけるかどうか、もしくはそれに賛同していただけるかどうかということも重要になってきます。

そういう観点でコンパクト化について行政、村民が意見交換をすることが極めて重要だというふうに考えますが、お考えをお聞きます。

コンパクト化といいますか、人口減少社会の中で人口密度が低下すると、医療ですとか福祉、子育て支援、商業などの生活サービス、いわゆる都市機能を維持していくことが困難になるというふうに言われております。

本年度から取組を始めまして次年度――令和8年度策定予定の中川村立地適正化計画につきましては、コンパクト、プラス、ネットワーク機能を、いわゆるつ

○村長

ないでいく、連携をしていく、これを標榜している国の計画であります。

議員がおっしゃいますように、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導していくと、こういうことが大きな柱にあるわけであります。

また、エリア外でも公共交通等による生活サービスですとか、いろんなもの、こういったことについてもいろいろ持続可能なものになっていくことを目指す計画であるということでもあります。

それで、一番大事なことなんですけど、立地適正化計画に限らず、村の計画を遂行するに当たりましては、これは、検討に当たってはといいますか、当然、村民の考え方、こういったことをまず聞いていく中で、村はこういうふうなことを考えているということをお互いに議論しながら、やはりこれからの人口減少の村、こういったところでコンパクトにやっていく必要があるんだよっていうことをやはり共通の認識にしていって、そういうことが大切であります。

ですから、議員がおっしゃるように、こういう思いを聞く公聴会といいますか、都市計画のマスタープランをつくったり変更したりするに当たっては、やはり多くの皆さんから正式に声を聞きなさいよということになっていますから、これはこれでやるとして、やはりそういった機会を当然持っていくことが重要でありますし、立地適正化計画をつくっていくに当たりましては、昨年度、18歳以上の方1,000名を対象にアンケートを実施しておるところであります。

今後、意見交換、ワークショップなどの機会ですとか、私も、冒頭、施政方針の中で申し上げましたけれども、特に若者の声を聞く機会を設けていく、こういうことをしていきたい。今後、これにつきましては、やり方、時期については詰めてまいりますけれども、このことは、議員がおっしゃいますとおり、重要に考えていきたいと思っております。

○2番（松村 利宏） 極めてタイトなスケジュールになっていると思いますし、実行することが極めて重要だと思いますんで、その辺、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に行きます。

住民の日常生活を支える生活基盤となる道路、上下水道や情報通信網などは、施設の老朽化により、今後、維持管理に要する費用の増大が見込まれます。そのため、新技術の導入による財政負担の軽減を図りつつ、計画的維持管理が必要となります。

基本方向としては、計画的な社会資本の維持、更新、修繕により快適に暮らし続けることができる村を目指すというふうに後期計画では言っております。

施策の内容は、それぞれの生活基盤について、その機能を維持するとともに長期的な視点による計画的な維持、管理、修繕を行うと、地域を支える主要道路などを適切に維持、管理するとしております。

今後、伊那谷を取り巻く交通ネットワークは高速交通網の整備により大きく変

化することが予想されます。公共交通機関相互の連携や交通結節点の機能の向上により住民や来訪者が安全・安心に利用することができる交通ネットワークの形成が求められます。誰もが円滑に安心・安全に利用できることを目指してということが重要になります。

施策の内容は、拠点をつなぐ交通ネットワークの構築に必要な道路整備を進めるため、リニア中央新幹線の開業を見据え、通勤、二地域居住、観光振興などを促進するため２次交通や３次交通の在り方について検討する、具体的には国道153号、主要地方道伊那生田飯田線、松川インター大鹿線及び県道北林飯島線などの県管理道路の改良促進について関係機関へ要望するとしております。

後期計画の内容を、これは村長の強力な指導力により実行することが重要になってきます。実施する内容は村民に周知して理解してもらうことが求められるということになります。

今、現在もいろんなことをやっていたいでいるわけです。これを村民の方はほとんど、まだあまりよく分かっていないというところがあります。それで、やはりこれは、コンパクト化に伴うことで地域交通、インフラがどのようになるかを行政、村民が理解していくことが重要だというふうに思います。

行政の方も全員が本当に知っているかどうかというのはちょっと疑問なところがあります。その辺のところも、やはり、今後、三遠南信自動車道、それからリニアが開通してくる上において、時間はあと10年ありますので、その辺をしっかりと認識してやっていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○村長 今おっしゃいますとおり、実は、国道153号の改修、これについても同盟会をつくりまして、塩尻から、いわゆる愛知県まで、特に県内では盛んにこの改良期成同盟会でもって要望活動をしております。

また、中川村で考えてみますと、いわゆる竜東線——主要地方道伊那生田飯田線が北組一本郷間を除いてほぼ出来上がっているという中で、これから中川村の工事が佳境に入ります。それで、この工事をきちんと早く対岸に結びつけていくことが、153号線で何かあったときの代替道路として重要な役割を果たすということですから、これも大事だということです。

もう一つは、リニアに関して言いますと、長野県駅ができる、それから——リニアは、いずれできます。その効果、物流も人的な効果も含めて、この北——北っていいですか、上伊那のほうにどのように結びつけていくかっていうのは、153号線のリニア長野県駅の北バイパス改良期成同盟会っていうのもができて8年、実質的には7年でありますけれども、これがやっとなんとかというか、絵を描きながら運動を進めておるところであります、恐らく皆さんは分かっているんじゃない。

ルートによっては、もちろん中川村を外れれば、もしかしたら中川村のにぎわいというものがどこかへ行ってしまう可能性もあるわけありますから、こういう意味で、やはり住民の皆さんに今はこういうことをやっているんですよって

うことをまずお知らせする、こういうことは、議員がおっしゃるとおり、やる必要があると思っています。そうしないと、上だけで話が進んで、知らない間にとということになりかねませんので、そういう意味では、御指摘をしっかり受け止めて、総体の中で住民にも説明しながら、インフラの整備はやっていく必要があるというふうに思います。

○2番 (松村 利宏) 今言っていただきましたとおり、やはり必要なところは、皆さん——住民にもしっかりと説明していただくということで、我々議員のほうもしっかりとやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。

東京一極集中は、関東における過去の災害、例えば関東大震災、富士山噴火から考えると、政治、経済、文化、研究など、国の機能が停止することになり、日本沈没となるということが考えられます。一刻も早く東京にある主要な機能の分散が必要であるというふうに考えております。

地方に人が来てもらうようにするためには、転職なき移住の推進、オンライン関係人口の創出、拡大、二地域居住の推進、女性、若者に選ばれる地域づくりが考えられます。

後期計画では、魅力ある地域づくりを推進するため土地利用の推進を図るとしております。

急激な人口減少を抑制するために、誰もが住みやすく、住みたくなる居住環境の整備が求められています。

基本方向は、住む人、住みたい人が快適に暮らし続けることができる住宅が供給される村を目指すとしております。

主要施策は、住居の確保、子育て世代の住宅建設支援、宅地建物取引業を営む事業者との連携を通じ住まいの確保に取り組む、移住相談窓口の機能を強化するとなっております。ここでは何をしたいかっていうのが明確になっているっていうふうに私は思っております。あとは行政が、これをまた、いかに実行していくかと、当然、村民の理解を得ながら。

中川村では土地利用計画に基づく宅地を行政が主体的に運用することにより二地域居住の推進を図るということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○村長 議員がおっしゃるように、地方——中川村に人が来てもらうようにしていくためには、様々な視点からのやはり取組が必要かなというふうに思います。

国は、今お話がありました二地域居住についてこうっております。二地域居住とは、主な生活拠点とは別に特定の地域に生活拠点——ホテル等も含む、を設ける暮らし方であるというふうに定義をしております、地域の担い手の確保、新たなビジネスの創出、関係人口の拡大、多様なライフスタイルの実現、これが期待されるというふうに国交省の説明にあります。

それで、地域の担い手の確保、関係人口の拡大といった社会的意義のための取

		組の一つとして、二地域居住を推進すること、これを村の総合計画の後期基本計画でも明記したところであります。
○ 2	番	二地域居住者に限らず、宅地についても、空き家対策とも関係いたしますし、どのようにバランスを取っていくべきか、このニーズをしっかりと分析してまいりたい、こんなふうに思っております。 （松村 利宏） 二地域居住のところは極めて中川村にとっても今後重要になってくると思いますんで、今答弁いただいたところを、しっかりとまた連携取りながらやっていきたいというふうに思います。 次の質問については、先ほどリニアの開通まで 10 年あるってということで、村長のほうからも大体その辺は似たようなところいただきましたんで、ちょっと飛ばして、次に行かせていただきます。 魅力ある地域づくりを推進するため土地利用の推進を図るとしております。 立地適正化計画の策定、都市的土地利用の適正誘導、都市施設や用途区分の見直しが必要である、このためには、行政は明確な指針の下に立地適正化計画を作成し、村民が所有している土地利用、それから用途変更見直しについて説明して理解を得ることが求められる、さらに村民を誘導するため不退転の決意が求められるということで、二地域居住地域のエリアとしては牧ヶ原地区、下平地区、チャオ周辺など利便性、安全性を考慮することが必要で、10 年先の村の体制を考えると、コンパクトを含めて、そういうエリアでしっかりやっていく必要があると思うんですが、御意見を伺います。 今お話のありました、先ほど答えもいたしましたが、二地域居住の対象エリアとしてどうかと、牧ヶ原、下平、チャオ周辺、こういうお話でありましたけれども、こういったところを二地域居住の適地というふうに結びつけるかどうかは別の問題かなというふうに思います。 それで、検討する際には、やはり、当然、今のところは、議員のおっしゃることは、御意見は参考にしてまいりたいということと、エリアを決めていく中では、現在の状況を生かしたものにしていく、これは重要な視点であるというふうに考えます。 （松村 利宏） このエリアが確定っていうわけじゃないんで、そういうのも加味しながらっていうことで、今答弁いただいたとおりに考えていただければいいかというふうに思います。 それで、最後に行きますが、やり直し、それから、やり方を設計し直すとか、やめることも重要な選択肢であると最初に言いましたが、牧ヶ原地区で農地として活用するためには小和田地区から水をポンプアップしなければならないと、土地を保有している方からは、この制度を維持するための経費が高騰しており限界にきているということを多数の方から言われています。一人でもいたらなかなか難しいっていうのはよく理解していますが、これからの時代は、お金をかけないで最大の効果を得ること、さらに事業を止めることが重要だと思慮しますが、い

○村	長	かがでしょうか。 時間がありませんので手短にお答えしたいわけでありますけれども、正確に言うならば、水田耕作を維持するなら小和田地区から水をポンプアップしなければならないけど、このことはどうなんだという御質問かと思います。 それで、現在の小和田からの揚水——水を上げることに關しての経費でありますけれども、小和田地区水利組合に対して一定の割合で負担を払っている、それから電気料も要る、水番の管理をしていただく人のお金も払わなければいけないということで、水田を所有している方は 10 アール 1 万 3,000 円を頂いています。ひところ、去年のお米 1 表分です——去年じゃない、おととしかな。 それで、もう一つ、行政が持っている土地、それから土地開発公社が開発した土地については、10 アール 1 万 1,000 円の賦課金、これを村が代わりにお支払いをしているということでありまして、こういう高い水利費の中で農業を維持しなければならないことかどうかっていうことは、やはり、議員のおっしゃるとおり、考える必要がある。 これはお米が大事だからどうだっていう議論とは別の問題だと思っておりますので、それは開田組合としても常に考えていくことだというふうに思っております。
○ 2	番	（松村 利宏） 時間となりましたんで、以上で終わります。
○議	長	これで松村利宏議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩とします。再開は午後 2 時 59 分とします。 [午後 2 時 4 1 分 休憩] [午後 2 時 5 9 分 再開]
○議	長	会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 4 番 長尾和則議員。 長尾和則議員の質問時間は、午後 3 時から、午後 4 時を終了予定時刻とします。
○ 4	番	（長尾 和則） 私は、さきに提出しました通告書のとおり、本日は大きく 3 項目について質問をさせていただきます。 最初に「ふるさと応援寄付額を増やすためには」について質問をいたします。 本年 2 月 27 日の 3 月定例議会において村長から説明のありました令和 7 年度予算提案と村政運営の（チャイム鳴り発言中断）令和 7 年度予算提案と村政運営の基本方針、この中では、村の歳入について「自主財源に乏しいわが村は、ふるさと応援寄付金等の財源確保等に知恵を絞らないと今後予定される大型事業建設に影響を与えかねない状況」とあります。 また、本年 4 月から展開中の第 6 次総合計画後期基本計画の中で、その推進のために役場の複数の部署や機関などが連携する分野横断施策がうたわれています。その中では「地域資源を活かした経済の活性化」として幾つかの具体的な実施事業が挙げられております。

○地域政策課長	「農業を軸とした経済活性化の推進」の項では「★プロモーションやふるさと納税の活用などによる農産物のブランド構築推進」とあり、関係する数値目標として、果物オーナー制度――ふるさと納税返礼品の利用件数を令和5年度実績の16件から、後期計画対象期間5年間の累計値を75件とする旨を示しております。 質問の1点目です。 ふるさと応援寄附額を増やすためには後期計画に示された目標だけでは不十分であり、知恵を絞った具体的な施策を検討、実施する必要があると考えます。 村の特産品である農産物等の物品を返礼品とする施策を拡充するには限界があると思います。 確かに中川村の質の高い農産物はふるさと納税の返礼品として大変魅力的だと思います。ただ、御承知のとおり、村の農家の方々が丹精込めて作った農産物を返礼品として提出いただくには数量的に限界があります。無理に限界数量以上の農産物を提供しようとして本年3月に須坂市で発覚した産地偽装のような事態を生じてしまっては元も子もありません。 私は、新たな返礼品として寄附していただいた方に農業体験等を提供し、中川村のすばらしさ、これを体感していただく施策を加えたらどうかと考えます。 すなわち、物を主体とした現在の返礼品に事を加えることを提案します。 ふるさとチョイスやさとふる等のふるさと納税サイトで「農業体験」と入力して検索しますと数多くの事例を見ることができます。私が昨日見ましたら、ふるさとチョイスでは「農業体験」と入力すると昨日現在で337件の事例が示されました。事を返礼品としている自治体は全国各地に多数存在しております。 参考までに、農業体験以外の例を2つ挙げてみたいと思います。 お隣の松川町では、町内のとある果樹園のど真ん中にテーブルをセットして、屋外でフレンチのシェフによって丁寧に作られたコース料理を味わっていただくといった事の返礼品があります。 諏訪市では、霧ヶ峰の草原トレッキング、これのツアーを返礼品としています。五感を使って霧ヶ峰の大自然を感じていただく事をアピールしているわけです。 中川村は返礼品としての事を提供するポテンシャルは大変大きいと私は考えますけれども、村の見解をお尋ねいたします。 最初に、ただいまの質問の後期計画の関係と財源についての関係で私のほうから答弁をさせていただきます。 第6次計画の後期基本計画の114ページのところの適正な行財政運営の施策の内容に「○村税や使用料、手数料収入のほか、様々な手法による自主財源を確保します。」としておりまして、こちらはふるさと納税の増収についても含まれているものとなっております。 令和6年度のふるさと応援寄附金は8,600万円余りとなり、財源確保を行う中でも重要なものとなっております。ふるさと応援寄附金の確保は今後も財政確保の上で重要な役割を持つこととなると考えております。	私のほうからは返礼品の実際的な取扱い担当部署ということで答弁させていただきます。 平成29年9月定例会における議論をきっかけとしまして、平成30年から返礼品を伴うふるさと納税制度として取り組んでおり、返礼品の取扱いを始めるに当たっては、企画委員会の下にワーキンググループを設置しまして、返礼品競争ではない形で中川村の魅力を発信するための取組の方向性や実施体制を検討しました。 令和3年度には、交流センター係、こちらに所管を移しまして、村の魅力を発信する手段として制度を活用するという基本的な方向性を維持しながら制度を運用、交流人口の拡大にもつなげております。 令和4年以降、議員の提案にあります事、農業体験――こちらには収穫体験も含んでおりますが、ですとかキャンプ場の利用券、令和6年には現地決済型ふるさと納税を導入しまして、制度の活用による来訪や周遊の可能性も探っているところであります。 令和6年12月にはふるさと納税返礼品でブドウのオーナーになったことをきっかけに村との関係を深めさせていただいた事業者と村との地域活性化に向けた包括連携協定の締結に至るなど、制度をきっかけとした交流人口の拡大から関係人口の拡大へと関係性の深化も実現しています。 返礼品については、地域の生産者の皆様に協力をいただいていることにより提供できるものであり、今後も生産者の皆様に御協力をお願いしながら村の魅力を発信するための手段として制度の活用を図っていきたいと考えております。 （長尾 和則） 交流人口の拡大から関係人口の拡大ということで、様々な取組をしておることは分かりました。そういう努力は大変大切なことだと思いますし、ぜひ継続をお願いしたいと思いますけれども、増収しようと思うと、さらにもう一回りいろいろな知恵を絞る必要があるんだろうなと思います。 私が個人的に考えた例を幾つか申し上げますので、参考に――参考にというか、一つのネタにさせていただいてもよろしいかと思うんですが、まず、今、産業振興課長のほうのお話にキャンプ場の券というお話がありましたけれども、あそこにあるKINOの陣馬形山、大変あそこはインパクトがあると思います。今は運営会社の方が熱心に取り組まれておりますけれども、運営会社の方と十分協議をして、あそこに年に数回、返礼品としての宿泊を提供すると、これは都会の方にとっては大変インパクトのある返礼品になるかと思います。 2点目、南向発電所で発電した電気。 伊那市は市内にある中部電力の2つの発電所で発電した電気を伊那市産CO₂フリーでんきとして今年度から返礼品として登録したことが5月13日の長野日報で報道されております。今月3日からは、宮田村と阿智村も、やはり中部電力ミライズと提携して同様な取組を始めたことも報道されております。 南向発電所は、今回、登録有形文化財に指定されるわけですがけれども、地域の
○産業振興課長	○4番	

宝でもあるわけですから、中部電力ミライズさんとよく調整した上で脱炭素という事を返礼品としてアピールするのもインパクトがあると思います。

さらに言えば、昨今の米不足の状況を考えれば、果物オーナー制度のいわゆる姉妹施策としてお米のオーナー制度という発想もありだと思えます。中川村の農業政策として中山間地の農地の活用が話題になります。先ほど3番議員との議論でもその話題が出ました。そういったところの水田での米作りにふるさと応援寄附をしていただいた都市住民の方に農作業に参加していただいてお米の収穫を分かち合うという発想であります。

いろいろ問題はあるかと思いますが、何ととっても、日本人の主食であるお米の生産に都会の方に関わっていただいて、大自然に抱かれて農作業に汗をかくということは、我々の想像する以上に都会の方々にとっては魅力的なことなのかもしれません。

現に、先日、信毎の1面の「斜面」に出ておりましたけれども、そういったオーナー制度の水田は農地や農山村を守る手だてとして全国各地で取り組まれているということが書かれておりました。昨年来の米不足でにわかに注目されて大都市近郊では申込みや問合せが相次いでいると「斜面」には書かれておりました。

先ほど申し上げたとおり、中川村は村外の方々から見て魅力的な事のポテンシャル、これは大変高いと思いますので、ふるさと応援寄附額を増やすために知恵を絞って具体的な施策を検討、実施いただくことを強く提案したいと思います。質問の2点目に移ります。

中川村においても、事の返礼品としては、さきに言いました果物オーナー制度と地域おこし協力隊員が考案された中川村ふるまちPayがあります。先ほど産業振興課長のお話にもありました。これを考案、実施された地域おこし協力隊員の方には敬意を表しますが、今後新たに事の返礼品を考案するには多くの人のアイデアや発想が必要と考えます。

先ほど当初は企画委員会で返礼品を選んだというお答えをいただきましたけれども、これは、やはり多くの方が関わっていただく必要があると思います。

後期基本計画の分野横断施策の実施事業に、ふるさと応援寄附額の増進施策、これを加えることを提案しますが、いかがでしょうか。

返礼品については、農業観光交流センターにて村内の農家の皆さんと連絡を密にしながら中川村ならではの返礼品について、現状、考えているところであります。年度ごとに検証を行いながら、農家さん、つまり生産者の方々と納税者のことを考えながら返礼品のブラッシュアップを図っていると思われま

す。近年では返礼品となる果物オーナー制度でお越しいただく方も増加傾向でありまして、関係人口の創出、拡大へも大きく寄与していると、また、その関係から地域活性化や地域課題解決に向けた幅広い分野において共同の取組を実現させるため企業との包括連携協定を締結した事例もあります。

物産展への参画やインバウンド、農産物等の輸出など、新たな展開につながる

事例もあるため、事の返礼品も重要であると考えております。

議員の先ほどおっしゃった中川村ふるまちPayについては、交流センター係において運営事業者との調整を行い導入した経過でありまして、気軽に寄附ができ、その場で返礼品を受け取ることができ、タイムリーに村を楽しんでいただくことが可能ということで、地域の魅力に寄附をいただくものとなっており、新たな視点でふるさと納税へ寄与しているものと考えております。

現状は農業観光交流センターで考案している部分がありますが、地場産品の返礼品の新たな開拓や体験型のメニュー等、様々な視点から展開することも考えながら横断的に取り組んでいくことは、議員がおっしゃるように重要と考えております。

どのようなメニュー、返礼品があるかを再確認させていただきながら、ふるさと応援寄附制度の推進について各課を横断しての検討をしていきたいと、これが進めば、さらに村の魅力の発信や交流人口の拡大、関係人口の拡大につながり、結果的には寄附額の増進にもつながっていくと考えております。

○ 4 番 (長尾 和則) そうですね、三人寄れば文殊の知恵という格言もありますので、役場の関係者の方々が大勢集まれば、またすばらしいアイデアや発想が生まれてくるんだと思います。

3月定例会で村長から説明いただいとおり、やはり、村の歳入財源確保、これを着実に行的っていくためには様々な施策を展開する必要があるかと思しますので、ぜひ総力を挙げて寄附額の増進、お金が目的ではないんですけれども、関係人口とか交流人口の増大、村にとってはいいことづくめだと思いますので、ぜひ積極的な推進を図っていただきたいと思います。

それでは、大きい項目の2つ目「村の顧客ハラスメント対策について」お尋ねをいたします。

この問題を今回取り上げた理由ですけれども、中川村役場や教育現場で働いておられる方々は、地域住民のために日々一生懸命、真摯に真面目に業務に取り組んでおられると思いますけれども、近年話題になることの多い顧客ハラスメントによって心身が衰弱するようなことがあつては、御本人、またその御家族、また職場の方々にとって大変不幸なことであると思

います。私自身も、会社員時代、お客様対応において理不尽な思いをしたことが多々ございました。そのダメージの大きさっていうのは、大変、自分も味わっておるものですから、それをよく知る者として、中川村の職員の皆様方が村内外の方々と接触される中において、ハラスメントによってつらい思いをされる事例を少しでも減らすことが、御本人やその御家族はもとより、村民のためにもなると確信をしておりますので、質問に取り上げさせていただきました。

では質問に入ります。

顧客や取引先が理不尽な要求をする顧客ハラスメント――以下カスハラと表現いたします――カスハラ対策を全企業に義務づける労働施策総合推進法

などの改正案が現在開催中の通常国会で審議中であると通告書には記載しましたが、先週 6 月 4 日水曜日、参議院本会議で賛成多数によって可決・成立をしております。本年 3 月 11 日に衆議院で議案が受理され、5 月 20 日に衆議院を通過して参議院に送られ、先週、成立をしたわけです。

法律では、カスハラを 1 顧客や取引先、施設利用者等の言動、2 言動が社会通念上許容される範囲を超える、3 就業環境が害される、この 3 要素を満たすものと定義しております。

お客様は神様との意識は変わりつつあり、企業は従業員保護のための対策を急ぐ時代となっております。

先ほども言いました労働施策総合推進法改正は民間企業の事業主に対してカスハラ防止に向けた雇用管理上の措置を講ずる努力義務を新たに課す内容となっているため、直接的な適用は国家公務員または地方公務員にはありません、しかし、実務上、政策上は、この改正の趣旨が公務職場にも波及する可能性は高いと考えられていますと通告書には記載しましたがけれども、先週の新聞報道によりますと、今回の改正法では、企業だけではなく、自治体も義務化の対象にしたというふうに報道されました。どうも審議の中で変わった模様であります。

具体的な内容は国が今後策定する指針で示すようですが、カスハラそのものを規制するわけではなくって、被害発生時の対応方針をマニュアルで明確にすることや相談体制の整備を想定しているようであります。

一方、東京都では国に先駆けてカスタマーハラスメント防止条例を本年 4 月 1 日に施行いたしました。都の条例は都庁職員や区役所職員などの公務員も保護の対象となっております。

東京都のほかにも北海道と群馬県が同趣旨の条例を施行し、愛知県と三重県も制定する方針であることが 3 月 25 日の信濃毎日新聞で報道されております。

また、松本市が昨年 11 月に全職員 3,000 人を対象に行ったアンケート結果では、回答した 623 人のうち 5 割超が直近 2 年以内にカスハラを受けたとした結果も 3 月 18 日に報道されています。迷惑行為の内容は、暴言や罵声、内容を繰り返すクレーム、長時間の拘束などが多かったとされております。

松本市役所のカスハラ対策室は、有識者でつくる協議会を設置してカスハラ防止条例の制定に向けた検討を進めているようですがけれども、一方で、行政サービスや職員の対応に対する住民の指摘や意見とカスハラ、この 2 つをどう線引きするかは課題との認識を示しております。カスハラの実態や判断基準についても松本市は協議会で検討する方向だと新聞報道されています。

質問の 1 点目です。

中川村の村長部局において現在実施しているカスハラ対策はどのようなものがあるのか、また今後カスハラ対策を拡充する計画はあるか、お尋ねをいたします。

4 番議員の御指摘のとおり、昨今、カスタマーハラスメントにつきましては社会的な問題となっており、行政職場におきましても対策を考えなければならない

○総務課長

課題の一つであります。

このような中、昨年、上伊那のある自治体から顧問弁護士に職員向けのクレーマーへの対応マニュアルを作成してほしいと依頼がありまして、当該弁護士が 8 市町村共通の顧問弁護士であったことから、作成したマニュアルを上伊那管内の他の自治体へも提供していただきました。当村でも早速マニュアルを職員に配信いたしまして、臨機応変な対応ができるよう周知をしております。

また、今後の対策といたしまして全職員を対象にしました窓口接客とクレーム対応研修を今月 25 日に実施する予定であります。この研修につきましては、外部講師をお願いしまして実践的なスキルを習得することを目的にしており、カスハラの実態や判断基準についても学ぶ内容となっております。

一方で、冒頭で申し上げましたとおり、この問題につきましては官民共通の問題でありますので、今後は、それぞれの自治体で対策を考えるというよりも、東京都や他の都府県と同様に、県においても関係条例の制定を検討していただくことを期待したいと思います。

○ 4 番 (長尾 和則) マニュアルや研修ということで、もう既に計画、実施されておるということで、分かりました。

1 点お聞きしたいんですけれども、私自身の経験と照らしてみても、やはり窓口、フロントにおける皆さんからすると、後方に控える管理職の方々、このバックアップがあるかないかによってダメージを受けたときの大きさっていうのは格段に違う、これは私の実体験上の話であります。そこら辺の体制っていうのは何か現在あるんでしょうか。

○総務課長 先ほど申しましたとおり、弁護士のほうで作成されましたマニュアルの中身につきましては、なかなか職員一人では対応が難しい事例につきましては管理職も含め複数で対応するという内容が記されておりますので、お願いいたします。

以上です。

○ 4 番 (長尾 和則) 分かりました。ぜひそんな対応でお願いしたいと思います。

実は、私、この質問をするに当たって数名の役場職員の方とお話をさせていただきました。いずれの方も、その昔、カスハラという概念がない時代において、役場の皆さんはそれぞれ大変な思いをされたこととお聞きすることができたわけでありまして。そういった事例を乗り越えてこられた職員の皆様には、改めて敬意を表したいと思います。

職員の方の中にはカスハラを受けても御自身のメンタルをコントロールできるスキルをお持ちの方が見えました。対応した相手方の態度を責めるのではなくって、身につけられた知識を基に御自身の気持ちをコントロールされて御自身のダメージを極小化するというものであります。

私からそういったスキルっていうのは役場職員の皆様と共有することができるんですかとお尋ねしたところ、できますということでしたので、ぜひ、先ほどおつ

しゃられた研修の場等においてそういった方のスキルを水平展開していただくことも、またお考えいただけるといいのかなと思います。

質問の２点目です。

介護現場で働くケアマネジャーの 33.7%が過去１年間にカスハラを経験していることが日本介護支援専門員協会の実態調査で分かったことが４月 20 日に報道されております。

私やほかの議員から過去の一般質問において介護現場で働いておられる方々の様々な御苦勞を取り上げておりますけれども、ケアマネジャーを含めて、介護現場のスタッフの方々がカスハラでつらい思いをされることはあってはならないことだと思います。

そういった意味で、中川村の介護現場での状況はどうか、また何らかの対策は実施しているのか、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長 それでは介護現場の状況についてお答えをさせていただきます。

議員の質問にあります日本介護支援専門員協会の実態調査は、まだ調査段階で、詳細は公表されていませんが、介護支援専門員が受けるカスタマーハラスメントは、介護サービスを受ける本人、介護をする方や家族、親族からが多くを占めると考えられています。業務の特徴から、利用者の自宅に出向き対応するため、迎え入れられる立場となり、主導権が利用者や家族になりやすいためなどが理由として考えられています。

中川村の介護現場では、カスタマーハラスメントを受けた場合を含め、問題があった場合は必ず事業所の責任者や地域包括支援センターに相談するようお願いしてあります。

件数としましては年間２件ほどで、毎年同じくらいの件数となっております。

対応策としましては、まず第一に十分な理解が得られるような説明をすること、相手が分からないことを分かるようにしてクレーム的な言動を防ぐことが必要とされています。

そして第二に、上司や同僚に相談し、一人で対応しないこととされています。福祉職や医療職などの対人援助職という専門分野ではクレーマー的な言動の背景には援助を要するニーズが潜んでいることが多いと言われていて、一般的なクレーマー対応という側面だけでなく、対人援助として対応することも求められています。

今後、高齢者が増加する一方、介護支援専門員は人員不足となることが予想されていますので、ガイドライン等を作成し、予防、対応に努めていきたいと考えております。

○４ 番 （長尾 和則） 分かりました。体制は組まれているということで、そうですね、ほかの業務と比べると、介護関係の方は、先方の御自宅等、相手方の土俵っていう言い方はよくないかもしれませんが、伺う機会が多い、となると、やはり何か起きたときにバックアップが――役場庁舎で万が一そういうことがあれば、

バックアップの体制は十分、先ほど取っておられるということを経務課長からお聞きしましたが――介護現場の場合はそういったことが難しい状況も想像できますので、先ほど課長がおっしゃったようなチームとしての体制にこれからもぜひ磨きをかけていっていただきたいと思います。

質問の３点目です。

本年５月８日、東京立川市にある小学校に男２名が不法侵入して教職員５人にけがを負わせたという事件が発生しております。皆さん御存じかと思います。

報道によりますと、子ども同士のトラブルに関して母親が担任教諭と面談しましたがけれども、話がまとまらず、母親が知人男性２人を連れて学校に乗り込んだということであります。教育の現場に暴力を用いるという考え方は、もう論外ですけれども、絶対に許すことはできません。

この事例のように、モンスターペアレントと呼ばれる保護者が学校側と様々な摩擦を生じさせて、それに対して先生方や関係の方々が本当につらい思いをされているという報道が、近年、昨今は増えているように思います。このような事例も教育現場におけるカスタマーハラスメントと言えるのかと思います。

そこで、教育長部局の現場においてカスハラ対策を要するような現状はあるのか、お尋ねをいたします。

○教 育 長 今回の立川市の、もうあれは本当に事件と呼べるものなんですけれども、非常に衝撃的なものであり、大変な時代になってしまったなということを私も改めて感じました。

まずは一般的な状況から少しお話をさせていただきたいと思います。

カスタマーハラスメントについては、御説明にもあるように、理不尽な要求ということが言えると思いますけれども、学校などの教育機関においては、その一つとして、議員からも御指摘がありましたモンスターペアレントと言われる保護者の存在が上げられるというふうに承知をしております。

モンスターペアレントという言葉ですけれども、これは教育者の向山洋一氏によってつくられた造語なんですけれども、学校などの教育機関に対して常識を逸脱した過剰な要求や理不尽なクレーム、暴言などを繰り返し行う保護者を意味しているとされております。

学校などの教育機関が保護者の方とか地域の方から御意見や苦情を頂くということは、これはあり得る話でありまして、学校が足りないところを改善するきっかけになるということも少なからずございます。そういった点では、まずはお話をしっかりと聞かせていただくということが姿勢として求められるところではなるとは思いますが、ただ、どこで線を引いてこうしたものについて対応するかということは、やはり判断が難しいところかなというふうに感じております。

実際に、そのことが教員の負担になり、ついには学校を休まざるを得なくなった事例も全国にはございますので、しっかりと見極めながら組織的に対応することが学校でも必要であるというふうに認識をしております。これは一般的な状況

であるというふうに思います。

議員からは中川村でカスハラ対策を要するような現状はあるかというお尋ねで
ございます。

結論から申し上げますと、そう判断できるような事案、そういったものは、今
のところ教育委員会としては承知をしておりません。

そうはいっても、昨今、頂く御意見もございますが、そういった昨今の御意見
の傾向としましては、御自身の価値観を強くお持ちの上で、ゼロか百かの考え方、
すなわち、やるのかやらないのかというような類、物事を白か黒かはっきりさせ
ることを求められるような御意見も傾向としてあるかなというふうには感じて
おります。

中間的な見方や選択的な見方で意見が頂けない、そういうものもありまして、
昨今は子どもたちの実情も多様化が進んでいる中で、学校現場とするとなかなか
そう言い切れない状況もある中で、そうした価値観を背景にした御意見もあるか
なというふうには感じているところであります。

また、若い先生ほど経験が浅く、対応に苦慮する可能性もあると思っております
が、基本的には、やはり学校においては学校現場の中でそういった状況が展開
されるとか、あるいはお電話をいただくとか、そういうことがありますけれども、
教頭や校長――管理職が一緒に対応するということが常にありますので、そうい
うことについては一緒に対応するという状況でございます。

いずれにしましても、学校現場においては、保護者の皆様とは、ふだんから対
話を大事にする、あるいは信頼関係づくりを進めるということも重要であろうか
と考えております。

また、議員からもお話がありました東京都のこともあります。新たな取組も東京
都のほうで始まっているというふうにお伺いしておりまして、東京都で施行さ
れたカスハラ防止条例は教育現場にも適用されるということだそうですので、注
目しております。

都教育委員会が年内を目標に対応策をまとめるとしております。有識者の中
には、対応マニュアルなどがあれば教員側も対応しやすくなるほか、保護者側も冷
静になって学校に要望を伝えられるようになり、子どもたちのための解決策につ
ながっていくのではないかと御意見もございます。今後はこうした動きが進ん
でいく可能性があるかなというふうに思っております。

こうしたことの問題の本質は、一番は子どもが置き去りにされてしまう、そう
いうことが一番の問題になってまいります。そうならないように対応していくこ
とが大変重要であります。教育委員会としては、現時点ではまだ対応策の検討
というところまで考える段階にはございませんが、これからも学校の現状をしっ
かりと教育委員会として把握しまして、事案によっては一緒に考えていくという
対応をしていきたいというふうに思っております。

○ 4 番 （長尾 和則） 分かりました。教育現場においても、そういったときには組織

的に対応されておるというお話でありました。

今、教育長のお話を聞いていて感じたんですけども、そうですね、最近の世
の中は白か黒かを大変はっきりつけたがると、確かにそういう傾向で、それによ
って摩擦が生じるというケースがあらゆる場面であるんだと思います。その背
景には、先ほど2番議員がおっしゃったSNS社会、こういった風潮がそういつ
たところに拍車をかけておるんだろうなと思います。

私が最近読んだ本の中でのなほどと思ったのは、DD論っていう論があるん
ですが、どっちもどっちと、いいか悪いかではなくて、どっちもどっちという発
想がないと、これからの世の中ってというのは、やはり極端に走ってしまうとい
うことです。

ですから、特にクレームのような場合は、完全にいいとか悪いとか、なかなか
難しいところはあるかと思しますので、特にそちらに座って見えるトップの方々
がフロントの方々を守ってさしあげて、いいところへ着地させるというのが、一
番、村民にとっても、当然、役場の職員の方にとってもいいことだと思います
ので、もう十分やっておられるということは今の答弁を聞いて分かりましたけれ
ども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは3問目に入らせていただきます。

「「新たな学校」の校名を早期に村民公募しては」についてお尋ねいたします。

村が現在取組中の施設一体型の小中一貫校、義務教育学校――以下新たな学校
と言わせていただきます――新たな学校づくりは、プロジェクトの第2期、基本
計画策定の最終年度を迎え、現在は新しい学校施設の構想を練る段階にあります。

先月――5月17日には講師の方々や早稲田大学の学生さんをお招きして「一
みんなで考える校舎編―」と題するシンポジウムが開催されたわけでありませ
う。私は都合があって前半の先生方の講演のみユーチューブで拝聴しましたが
でも、質疑の中で質問者の方がこのような取組をされる中川村はすばらしいとお
っしゃっていたのが大変印象的でありました。

来年度からは、第3期、新たな学校の具現化の段階へ進んでいくわけですが
でも、令和13年、西暦でいいますと2031年の開校に向けて、より一層村民全
体でつくる新たな学校の機運を盛り上げていく必要があると考えます。

機運を盛り上げる手だての一策として新たな学校の校名を早期に村民公募する
ことを提案いたします。具体的には、第3期の冒頭、すなわち来年度の上期に公
募し、校名を決定してはどうでしょうか。

ここで一般論を述べさせていただきます。一般論です。

人間の個別事象に対する認識において、対象を符号で呼ぶ場合と固有名詞で呼
ぶ場合には認知的な差があることが知られております。符号で呼ぶ場合には、情
報が抽象化、単純化されて感情的な距離が生まれやすくなるそうであります。一
方、固有名詞で呼ぶ場合は、対象をより具体的に認識して個性や特徴を含めた全
体像を把握しやすくなるそうであります。

例えば、新幹線と符号で呼ぶ場合と「はやぶさ」と固有名詞で呼ぶ場合の認知的な差を感じていただければ、イメージはしやすいと思います。

現在用いている新たな学校という符号から、〇〇学校もしくは〇〇学園といった具体的名称、すなわち固有名詞に移行することで、来年度から佳境を迎える新たな学校づくりの具現化に向けて村民全体に新たな学校をリアルに感じていただけるのではないのでしょうか。

また、公募することで校名決定に村民自らが関わることができ、さらに選考過程を透明化することでより関心が高まり、村民全体でつくる学校の機運を大いに盛り上げていけると私は考えますが、いかがでしょうか。

教育長の見解をお尋ねいたします。

○教 育 長 今、最初にシンポジウムのお話がありましたが、御参加いただいた方、いただけなかった方がいると思いますので、ちょっと初めにプロジェクトの進捗状況ということでお話をさせていただきたいと思います。

現在は新たな学校づくり委員会において基本計画の策定に向けた検討を行っているところでございますが、本年度は、議員からお話がありましたように、いよいよ学校施設の検討に入るという段階まで来ております。

去る5月17日にはキックオフイベントとして新たな学校づくりシンポジウム校舎編を開催しました。事務局や関係者、一般の皆さんを含めまして、120名ほどの皆さんが当日は参加していただいて開催となっております。

前半は、議員も御出席いただけたということで、委員長である長野大学の早坂先生から「中川村が目指す教育の方向」について、それと新たに加わっていただいた早稲田大学の田中先生からは「新しい時代の学校施設のあり方」について話題提供していただきました。前半の部分は一般の参加者の皆さんにはオンライン配信も行いましたが、それに入っていた方も含めると90名を超える一般の皆さんが参加していただいております。

また、後半は言葉で考えた校舎像を絵に描いて形にするワークショップということで、早稲田大学の田中研究室の学生さんにファシリテートしていただいて、約60名の皆さんに熱く取り組んでいただきました。議員にも参加していただけるとよかったなと思いますけれども、皆さん本当に熱く参加をしていただいたと思います。

やり終えてから参加者の皆さんから楽しかったというお声を聞きましたし、たくさんのお意見をいただきまして、今、ワークショップでいただいた御意見は早稲田大学の田中研究室の学生の皆さんが建築の視点で各グループの検討をまとめていただいているところであります。ですので、それに基づいて、そこをスタートにして本年度の検討は進めていきたいというふうに思っているところです。

また、今回、有志の皆さんの会である夢見る学校プロジェクト実行委員会や学校をともにつくる会の皆さんにも御協力いただいて会を盛り上げていただきまして、参加者の裾野を広げられたなというふうに感謝をしているところでござい

ます。

さて、議員から、より一層村民全体でつくる新たな学校の機運を上げるために新たな学校の校名を早期に村民公募してはどうかと御提案を今いただきました。

これまで、村民に情報が届いていない御指摘、あるいは盛り上がり弱いのではないかっていう御指摘もいただいておりますが、今回のシンポジウムでは、これまでの取組の積み重ねによって村民の皆さんにも関心を持っていただける段階にも来ているなというふうに思いました。

また、今回は、お子さんにも参加していただくような御配慮もいただいて、子どもたちの意見もいただくようなワークショップになっております。

このように、関心を持って参加してくださる方もだんだん増えてきているというふうに承知をしておりますが、当事者意識を持って関わっていただける方をさらに増やしていくためには何らかの仕掛けが必要だというふうに考えております。

実は、昨年度の委員会の検討の中でも早い段階で校名を公募したらどうかという御意見をいただいております。

首尾よく進めば本年度末には基本計画が策定されますので、来年度は第3期として具体的な準備が始まる段階となります。

早い段階で校名を公募することは、議員も御指摘されたように、村民全体でつくる新たな学校の機運をさらに上げるのに有効だと私も感じますので、提案については前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

○4 番 (長尾 和則) 前向きに検討いただけるということですので、よろしく願いしたいと思います。

最後に、余談になってしまうようで恐縮ですが、中川中学校が統合する前に、実は、私と教育長は同年ですので、私が西の1974年度の卒業生、教育長が東の1974年度の卒業生なんです。そのときに、教育長ともよく話すんですが、生徒に中川中学校の校章をデザインしてもらおうということで、全員が校章をデザインしました。今でもよく覚えております。

ああやって関わると、非常に、何ていうんですか、自分たちは入れないんですけども新しい学校が身近の感じたという記憶はあります。

ちなみに、今の校章は教育長がデザインしたものが当選したと、ですね。(笑声)

そういう形で、多くの方に関わっていただくということは関心が湧いてまいりますので、ぜひ校名も含めて前向きな対応をよろしく願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

【午後 3 時 5 分 散会】